

第20回軽米町議会定例会平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成29年12月11日（月）

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 農業構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 3号 生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 4号 中山間地域活性化施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 5号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 6号 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 7号 軽米町ミル・みるハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 8号 軽米町ミレットパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 9号 軽米町物産交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第11号 平成29年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席委員（12名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
12番	古舘機智男君	13番	山本幸男君

○欠席委員（1名）

11番 細谷地多門君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	吉岡靖君
税務会計課	長	小笠原亨君
町民生活課	長	川島康夫君
健康福祉課	長	於本一則君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	川原木純二君
監査委員		竹下光雄君
教育次長		佐々木久君
農業委員会事務局長		高田和己君
選挙管理委員会事務局長		吉岡靖君
健康ふれあいセンター所長		堀米豊樹君
水道事業所長		川原木純二君
再生可能エネルギー推進室長		平俊彦君
総務課担当主幹		梅木勝彦君
税務会計課担当主幹		戸田沢光彦君
町民生活課担当主幹		福田浩司君
健康福祉課担当主幹		坂下浩志君
健康福祉課担当主幹		大西昇君
産業振興課担当主幹		小林浩君
産業振興課担当主幹		松山篤君

教育委員会事務局担当主幹

大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（松浦満雄君） それでは、ただいまから平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、開議は成立しました。

本日の欠席者は、細谷地委員、1名でございます。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第11号までの11件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りします。議案第1号と、第2号から第5号まで、それから第6号から第9号までの3つに分けて、指定管理の審議をしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

（午前10時00分）

---

◎議案第1号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、早速説明を、健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） おはようございます。議案第1号 軽米町老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

老人福祉センターの管理について、指定管理者の指定をお願いするものでございます。根拠法規は、地方自治法の第244条の2第6項の規定によります。

公の施設の名称といたしまして、軽米町老人福祉センター。指定管理者の名称が社会福祉法人軽米町社会福祉協議会、住所は軽米町大字上館第1地割78番地1。そして、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年をお願いするものでございます。

以上、ご説明を終わります。

○委員長（松浦満雄君） 資料要求に関連した部分を説明願います。

健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 資料につきましては、お手元にあるかと思えますけれども、資料ナンバー1の（2）、議案の第1号関係ということで、社会福祉協議会のほうより提出のございました指定管理者の指定申請書ほか一式つけてございます。

○委員長（松浦満雄君） 特に説明は要しない。

○健康福祉課長（於本一則君） はい。

○委員長（松浦満雄君） それでは、質疑を受け付けます。ただいまの議案第1号について質疑ございませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私が資料を要求したわけですがけれども、資料の説明は要しないということはどういうことなのか、ちょっとよくわからないのですけれども、というのは法に基づいて、条例に基づいて指定されたかと思うのですけれども、必ずしも、例外的なやり方もあるのではないかなと思ったりしていますし、どういう内容の中で指定をされるのかというのが全くわかりませんので、全くずぶの素人として教えていただければと。内容的には例えば指定管理料はどのようなふうな金額を算定してやっているのか、どのようなふうな内容で指定管理を行っているのかということが全く私わかりませんので、教えていただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

指定管理制度ができたのが平成18年からということで伺っておりますけれども、ある程度の施設を全部直営でやるよりは、こういった団体に指定管理をお願いしたほうがよろしいかということでの指定管理かと思っております。経費のほうも安くつくと思いますし、積算等とか管理等につきましても、それなりのノウハウを持っている団体と思っておりますので、そういったメリットがあると思います。

あと、年間の資金計画なり収支の計算書等は3枚目の裏のほうからあるのですけれども、指定管理に係る収入の合計と支出の合計ということで、収支1,014万2,000円ということで見させていただきます。指定管理料は999万2000円ということで、利用料、これがセンターの利用料等ということで、自販機の利用料等が入っているものでございます。15万円を見させていただきます。

人件費、管理に係る給与、保険料等の人件費で394万円、あと消耗品とか旅費とか現場等の通信運搬費の事務費で79万6,000円、事業費で540万6,000円ということで、消耗品費、あと水道光熱費等々、燃料費160万円、あと外注の関係で業務の委託料等、こういったのを合計いたしまして540万6,000円、1,014万2,000円の収支計画を立ててございます。

3年前と比べると大体30万円ぐらいの増ということで、給与等の人件費分、社会保険料等の分が若干ふえていると、そういうことで捉えてございます。

あと、次のページの年間の管理資金計画につきましては、四半期ごとに計画を立ててございます。金額等は、先ほど申し上げました収入の1,014万2,000円、支出のほうも1,014万2,000円と変わらずでございます。

それから、法人の社会福祉協議会の資金の収支の計画書等が出されてございます。印刷が不鮮明なのですが、次、4ページ目、法人単位の貸借対照表がございまして。印刷が不鮮明なのですが、表の右側、最終行が平成28年度末の負債及び純資産の部合計ということで4億8,222万1,747円、これが財産の計という

ことで捉えてございます。

ちょっと見づらいのですが、今の合計の3つ上、純資産の部で0011その他の積立金、平成28年度末、当該年度末で2億3,910万6,238円、これが社会福祉法人である社会福祉協議会の全体の積立金ということで、以前9月議会にもいちい荘の関係でご質問等ございましたけれども、2億1,000万円から2,000万円ぐらい積み立てというのはこれの中に入っているわけでございます。

平成27年度末の比較では資産が2,293万9,810円増になっていると、こういうことで、経営等は順調に健全な経営がなされているものと思っております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 内容は余りよくわからないのですが、この収支計画書を見ますと、人件費が1.5人分、職員の分だと思のですが、これは正職員の分の給与なのか、それとも臨時職員の分の1.5人分なのか。というのは、正職員は聞くところによると2人だけしかいないというふうな話を聞いたりしているのですが、あとはみんな臨時職員とか嘱託とかというふうな話を聞いていますけれども、もし正職員の分でこの分を人件費としてお上げしているということは、社会福祉協議会そのものの給与というのはほとんどないのかなというふうにちょっと疑問を感じたので、例えば指定管理が外れれば社会福祉協議会の職員が0.5人しかいなくなるのかなというふうに思ったものですから、そここのところを確認したいということ。

もう一つ、前にもちょっと委員会で質問させていただいたことがあるのですが、今回新たに指定管理をまたやることによって、あそこが議会の中でも結構入浴場、風呂をつくってほしいという話はあるのですが、なかなかそれが実現できないと。であれば、それにかわるものとするれば、老人福祉センターの入浴施設が一つの一番手っ取り早い方法なのかなというふうな気がしているのですが、現在は平日の日中だけだと思のですが、例えば土日に風呂を開放することが可能なかどうか、例えばスポーツ交流なんかをやったときに、その後入浴してもらって、懇親会をやるとかというふうな段取りなんかは軽米町では全然それができないのですが、そういうことも可能な指定なのかということ、2つお聞きしたいのですが。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

正職員は、いちい荘を除きまして、社会福祉協議会の老人福祉センターのほうには4名いらっしゃるというふうに聞いております。1人がヘルパーの方と、あとは事務担当の

ほうということで3名、合わせて4名ということで聞いておりますし、当然この管理業務ということでございますので、相談の方とかヘルパーとかいろいろいらっしゃるわけなのですが、正職員の者の人件費と捉えてございます。

それから、お風呂場のことなのですが、確かに申請書をめくって2枚目、開館の予定期間ということで、4月から3月31日の1年間365日のうち245日と、閉館が120日ということになってございますが、土日、祝祭日等は休みになるということで、そしてご質問のお風呂のほうなのですけれども、老人福祉施設の設置条例のほう、60歳以上の方は無料、15歳から60歳までの方は210円ということになってございますし、土日の開館、開放はなかなか難しいものと捉えておりますし、そういった積算ではないと理解してございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認しますけれども、難しいという言葉は非常に曖昧な言葉で、今これから指定管理するという時期において難しいとかなんとかというのは、できなかったらできない、できるのだったらできる、どちらかに答弁をお願いしたいのですけれども。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 失礼申し上げました。今回の指定管理の積算に当たっては、土日の入浴の開放は入っていないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 町長からお伺いしたいのですけれども、前から私も一般質問で要望したことがあるのですけれども、入浴施設について。現在全くないわけではない、老人福祉センターにだってあるわけですから、例えば年に何回ではないと思うのだけれども、町民の要望において、例えば土曜日とか日曜日とか、または夜とか、年に何回か要望があったときには開放するという条件をつけてはいかがでしょうか。町長をお願いしたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変皆さん方から、議会も含めて、お風呂といいますか、入浴施設の開放の要望は強いということは十分認識しております。いずれ今課長も言ったように、さまざま人員体制とか、施設の老朽化、いろんな課題もあると思いますけれども、少し前向きには検討はしてみたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 検討するということでしたけれども。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今は、議案としては指定管理をどこでするかという議決だと思いますので、今後予算編成に入るかと思っておりますので、指定管理料等も含めて予算編成されるかと思っておりますから、今のところはその条件が入っていない予算の積算だとい

うふうなことです。前向きにというふうな言葉がありましたので、指定管理料の中にそれを含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） なければ、次に進みますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

◎議案第2号から議案第5号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第1号を終わりました。議案第2号から第5号までそれぞれ担当課、資料要求がございましたら、資料の部分も含めて説明をお願いします。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、本会議場で議案の中身についてはご説明申し上げましたので、再度概要ですけれども、議案第2号につきましては農業構造改善センター、議案第3号につきましては生活改善センター、議案第4号につきましては中山間地域活性化施設、議案第5号については地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてということを表示しております。

先にお手元のほうの資料説明をさせていただきたいと思います。議案第2号から第5号まで、右の上のほうに平成29年12月定例議会資料ナンバー1、(2)、議案第2号関係ということで、2号のほうにつきましては……その前に(2)で資料請求があったアのほうでは、第3条の各施設の申請書、それからイのほうでは第8条の各施設の平成28年度分の事業報告書とありましたので、施設ごとに申請書及び平成28年度事業報告書を続けて提出しております。

ナンバー1、議案第2号の関係ですが、議案第2号の関係は晴山農業構造改善センター運営協議会会長、小野寺栄様より提出されました指定管理指定申請書、裏のほうには申立書、それから3ページ目には指定管理者事業計画書、4ページ、5ページは平成30年度の収支計画書、平成31年度の収支計画書、平成32年度の収支計画書、最後のほうに晴山農業構造改善センター運営協議会の規約が載っております。1枚めくって、最後のページになりますけれども、最後のページは平成28年度晴山農業構造改善センター指定管理者事業実績書ということで、このような形で報告書が出されております。

いずれも指定管理料が6万円ですので、光熱水費に充当するという内容の実績となっております。



同様に高家生活改善センター、続きまして増子内農村振興会館、それから山内地区交流センター、以上のようになっております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質問を受けます。

中村委員。

○2番（中村正志君） 晴山から山内までの分、全て同じ資料ですので、共通するかと思えますけれども、年間の指定管理料6万円。実は、ある人から6万円では足りないのだよなというふうな話をちょっと聞いたものですから、これを見るととにかく6万円でおまえたちは指定管理するのだよという、何か行政からの押しつけみたいに見えるのですけれども、実際にこの施設の運営協議会等における収入というのが多分なければ、それ以外の電気料だとか水道料とかというふうな最低限の部分も賄えないのではないかなと思うのですけれども、それぞれの施設における収入源というのはどのようになっているのか、どの程度把握しているのか、また現状として果たして6万円ですべて足りているのかどうかというのはどのよう把握されているのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、中村委員のご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。私も高家地区の生活改善センターのほうの事務局で会計をやっていますので、6万円では到底足りない現状でございます。

それは置きまして、各センターの維持管理費なのですが、指定管理者の公募ですか、お願いする前に、実は課内のほうで検討しました。現在の6万円に合うのか、間に合わないのか、6万円をアップすればどの程度アップすればいいのか、8万円がいいのか、10万円がいいのか、全額がいいのかということで、課内で一応検討しました。それで、今中村委員おっしゃいました各センターの維持管理費の状況を一覧に取りまとめております。主に電気、水道、ガス、灯油等でございますが、当然かかるべき経費ということで私どものほうでは捉えていますけれども、晴山農業構造改善センターは年間で9万2,000円ほど、上館農業構造改善センターは12万7,000円ほど、笹渡農業構造改善センターは15万3,000円ほど、米田地区農業構造改善センターは13万5,000円ほど、高家生活改善センターは15万3,000円ほど、長倉生活改善センターは15万5,000円ほど、小玉川生活改善センターは18万2,000円ほど、増子内農村振興会館は26万9,000円、27万円近くなのですけれども、なっております。それから、大清水地

区活性化センターは38万3,000円、それから山内地区交流センター、これは旧の部分ですけれども、11万7,000円ほど、円子生活改善センター、現在工事修繕、この円子生活改善センターにつきましては、3月の施設が完成するのを見まして、3月の定例会のほうに同じく指定管理の指定に関して議決を求めることということで上程したいなと考えていますが、以上になっています。

それで、一番大きいといいますか、電気料で一番高いところは大清水活性化センターの21万5,000円ほど、水道料で一番高かったのは米田の7万2,000円、ガスは灯油も含んでなのですけれども、5万7,000円ほどが小玉川生活改善センター、これはガスと灯油と両方見ていますけれども、灯油だけ見ますと高家生活改善センターで2万7,000円ほど、消耗品等で晴山農業構造改善センターのほうで1万6,000円ほど。

実は、うちのほうでも課内で協議しまして、管理費のほうを6万円ではなくて、値上げをして、皆様のほうに指定をお願いしたいなということで、一応協議をしまして、それぞれの案をもって町長の決裁ということで、今年度は現在のままで、それから行政区活動交付金もあるので、今現在もそれを使っていると思いますけれども、それらで何とかお願いして、次のときにまた上げましょうということで指示をいただきまして、6万円のままで今回はお願いしたということでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認したいのですけれども、指定管理という制度の考え方として、私が思うには建物なんかであれば、最低の維持管理費は指定管理料で保証するというふうなものではないのかなというふうに思っていたのですけれども、自由に使っていていいよというふうなこともあるかとは思っているのですけれども、足が出てもおかつやると。公募もしないでやっていると思うのですけれども、やはりその辺で納得されているのかどうかちょっと疑問なところもあるのですけれども。安いことについては悪いことではないのですけれども、ただ指定管理を受けている、受託している側が負担を感じているような状況であれば、よくない状況なのかなというふうに感じるわけですけれども、その辺のところ、今後も住民の方々と協議をしていただいて、よりよい施設運営をしていただければいいかなというふうに感じるわけですけれども、最低限、指定管理の考え方を1つだけ教えてください。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 委員おっしゃったとおり、そのとおりだと思います。今6万円ですけれども、その前の3年前までは2万円ということで、6万円に段階的に上がりました。3年あるので、失礼ですけれども、2万円、4万円、6万円という考え方で、今回6万円、次はまた2万円ずつですか、そういう感じで、どの程度が

いいのかなということで、各施設ばらつきがございます。9万円から大きいところで38万円。ですから、それぞれのセンターのほうで使用料等を使いながらやっていると思いますけれども、大きく言えば中村委員がおっしゃったとおり、大家が持つべき負担は大家が持つということだと理解しますけれども、それが当たり前だと思いますが、地区センター、地域のセンターはそれぞれの地域のセンターの要望があって役場のほうで建てたという歴史があるようですし、今までもそういうふうにしてやってもらっています。行政区活動交付金もセンター運営費のほうに恐らく使われていると思いますけれども、それらも今回は活用しながらお願いすることにして、次回以降は今お話ししたような感じで、値上げのほうも考慮したいということ考えています。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今指定管理の申請書などは資料で説明いただいたところですが、今課長がお話ししたように、各施設の収支状況を把握して、報告をいただいたわけですが、申請書の2枚目の収支計画ですか、資金計画とか実態をもう少し記入したほうがいいと思うのです。それぞれの運営協議会の代表者が申請したわけですから、実際は当局のほうでお手伝いして作成しているのかとは思いますが、今それぐらいの収支をつかんでいたのであれば、会費を幾ら取って、収支が幾らとか、もう少し具体的に記入すれば、この分かっているのだなというふうなところがはっきりすると思うし、もう少し具体的に。ただこれ役場の補助金といいますか、交付金だけで、実態は会費、足りない分は会費でやっている。では、会費1人何ぼと集めてやっているのか、その辺わかればもう少し対処の仕方も、具体的に当局のほうは交付する理由づけの基礎資料になるのではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 館坂委員おっしゃるとおりだと思います。それぞれの年度ごとにそれぞれのセンターから総会資料、要するに実質的な細かい支出で記入になった総会資料をいただいております。それでさっき私が説明した金額のほうを把握しています。ですから、それぞれのセンターのほうからは年間にかかった収入、支出の細かいところも出て、総会資料という形で産業振興課に提出がありますし、その中で管理費として6万円収入があって、その6万円はほとんど光熱水道費にかかっているということで、本来であれば全部記入すればよろしいかとは思いますが、それぞれのセンターでさまざまな様式がございますので、指定管理に係る分に関しましては、その6万円の使い道は何なのかということを示していただくという考

え方で、計画書のほう、実績報告書のほうを現在のところは作成している状況です。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 資料を見て、いまいちその運営状況ですか、わかりづらいところがあるので、今後整合性も持った計画書、わかりやすいようなところに記入していただくような申請の仕方をやったほうがいいのかと思いますので、それらを指導してやっていただければいいのかなと思っていました。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 質問にありましたが、ちょっと関連してお願いします。

3年前に2万円が6万円にアップしたから、次は3年後ですよというような印象を受ける答弁であったかなと私は認識しております。そこで、実際水道、電気だけでも3倍から5倍の差があるというように私は聞いておりましたが、やはり3年のスパンというような形でなく、早急に対応を考えたほうがいいのかと思います。答弁の中では、行政区活動交付金も別に出しているのだから、その中で充当して応援してもらってはというような印象もあって、それもちょっといかなものだろうかなと思います。その活動交付金の形でというような考え方と3年のスパンという考え方はもう少し前向きに対応したほうがいいのかと思います。

それから、つけ加えて言いますと、歳出の中で全部水道光熱費6万円というような形で処理されておりますが、実際はそうかもしれませんが、やはりセンターの設置の目的等もあったと思いますので、もう少し生き生きと活動になるような形の指導というか、取り組み、予算等が考えられてもいいのかなと思います。

ちょっと長くなりましたが、いずれ3年のスパンという考え方を前倒しして対応、それから行政区活動交付金を充当すればいいというふうな考え方もいかなものだろうかなと思いますが、その2点。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 3年間の期間につきましては、大変申しわけございません、今までも3年間ということでやってきていましたので、今回も指定管理料ということで3年間ということで基本的に考えております。

6万円では、水道光熱費だけでも間に合わないのではないかなというお話ですけども、実際そのとおりでございます。今回は3年間ということで、一応皆様方には管理費を6万円ということでお示ししておりますけれども、これからの課題にはなるとは思いますが、指定管理委託料のほうを、次ということになると思うのですが、その中でもう一度検討する必要があると思います。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 同じ質問で、町長から答弁願いたいと思います。

それから、水道料の負担については、前に消防団の屯所の関係等で、役場が対応している分と個々が対応している部分というようなことで議論したことがあります。今はその点はもう全て町が対応しているというふうに理解していいですか。

○委員長（松浦満雄君） では、町長、今の件について。

○13番（山本幸男君） もう一回しゃべりますか。

○委員長（松浦満雄君） いや、大丈夫だと思います。

町長、山本賢一君。

○13番（山本幸男君） 前倒しして検討してはいかがなものだろうかという質問です。

○町長（山本賢一君） いずれ今課長が答弁した流れだとは思いますが、実際やってみれば、経費は非常にかかっているというふうな現実があるわけでありますので、そういったのは過去の流れからちょっと分析しながら、今おっしゃったようなことは検討してみたいと思いますが、大幅な増というふうなことはなかなか厳しい面もあると思いますけれども、いずれ検討はしてみたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 山本委員の消防団の水道料の負担になるのですけれども、おっしゃるとおり、二、三年前ですか、議論があつて、その後につきましては、消防団のコミュニティセンター等に係る水道の経費については町のほうで負担をしていると認識しておりますけれども、確認の上で再度報告させていただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 3年のスパンを前倒ししてはどうかという質問の町長の答弁は明快ではないと、そう思って、もう少し前向きに検討していただきたいというふうに私は考えております。

そこで、電気料が高いとか安いとかというのは利用の状況とも関連すると思いますが、建築の段階でアンペアの契約といいますか、それが高いところに、明るく、楽しくというような感じだったかもしれません。その契約が高いものだから、使っても使わなくても、がばっと来るといような感じだと。だから、そういう面では契約を変更できるのであれば、使う人たちとの合意の中でさまざまな方法というのはないだろうか。それらも含めて勉強したほうがいいと言えおこがましいですが、検討してはどうですか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 建築のときには施設にどういうふうなものを地元のほうで要望するか、例えば豆腐の加工施設であったりとか、いろんな施設を販売までできるのか、自分たちだけで楽しむのかということによっても違いますけれども、それぞれの要望につきましては聞きまして、建設します。

これは、大清水地区の話なのですけれども、建築の場合でも一応電気のほうの申

請がありまして、検査がございます。契約容量が機器によって違ってきますので、その機器を使うか使わないかは別として、そのときの電気の検査のときにはある設備の量をトータルして基本料金が決まるということで認識しておりますが、余りにも高いということで、実はエアコン設備とか要らない設備のほうはもう使わないよということで、変更の契約をしまして、この金額でもかなり低くなって、電気の基本料金のほうを下げた契約して運用している実態もでございます。

これからもその辺につきましては勉強しなければなりませんし、今円子地区センターのほうも建築しているわけですがけれども、できるだけ維持管理費のかからないような施設にするためにはどうしたらいいのかと、建築されただけでなくて、地元の方々の要望も踏まえるなら、適切な維持管理をどうすればいいのかということで勉強したいと思っています。

以上です。

- 委員長（松浦満雄君） よろしいですか。
- 13番（山本幸男君） いや。
- 委員長（松浦満雄君） 町長から。
- 13番（山本幸男君） 3年のスパンでというのの問題を、もう少し前倒しして検討したらどうかというのの答弁。
- 委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） それは、まず検討してみたいと思います。
- 委員長（松浦満雄君） ほかに。

中村委員。

- 2番（中村正志君） ちょっとさっき言い忘れたのですけれども、施設の修繕に関してどのような分担になっているのか。というのは、社会福祉協議会のほうのあれを見たら、修繕料に10万円ついてたようなんですけれども、こっちのセンターのほうにはそれが一切ない。だから、施設の修繕関係はどういう分担になっているのでしょうか。
- 委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。
- 産業振興課長（高田和己君） 施設の大幅な修繕、例えば屋根の全面塗装とか、床の大規模な改修とか、あるいは消防設備のほうの非常灯とか誘導灯のこと、それにつきましては管理者であるうちのほうで施設を見ながら、予算措置を各年度に振り分けてまして、それで実施しているような状況でございますが、施設によっては急に壊れることもございます。それにつきましては、センター管理運営費の中で見ている範囲内で修繕できればいいのですが、その修繕費の中で対応はしているのですが、できない場合には補正等も考えながら、基本的に一般的な大家がやるべきものはやっていかなければならないのかなと思って、対応したいと思っていました。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） さっき修繕費をとっているというのは、役場である程度とっているということですか。では、年度途中で急な修理が必要な場合はそれで対応して、それができない場合は補正で、基本的には修繕は役場がやるものだというふうな考え方でよろしいですね。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大きなもの、あるいは役場でやるべきものをまず現地で確認しまして、管理者の方々と相談しながら対応しています。予算がなくなった場合には補正予算、もしくは緊急に要する場合は予備費等も考えることにしております。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### ◎議案第6号から議案第9号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第2号から第5号まで終わりました、続きまして議案第6号から第9号まで、担当課、産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 続きまして、議案第6号につきましては、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米、それから議案第7号につきましては軽米町ミル・みるハウス、議案第8号につきましては軽米町ミレットパーク、それから議案第9号につきましては軽米町物産交流館のいずれも指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

資料のほうの説明に入らせていただきます。お手元の資料、各施設の申請書に続きまして、平成28年度分の事業報告書ということで、議案第6号関係ということで雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の申請書、それと申立書、事業計画書、年間予定表、それから収支計画書、年間管理資金計画、それと平成28年度指定管理者の事業実績書、収支実績書と資金の実績書となっています。雪谷川ダムに関してはこのとおりでございます。

ミル・みるハウスにつきましては、同様に申請書、申立書、事業計画書、年間予定表、収支計画書、資金計画書、それから平成28年度の指定管理者の事業実績書、それから収支実績書、資金実績となっています。

同様にミレットパーク、物産交流館になってございます。

それで、今回各委員からもご指摘がありました、ミル・みるハウスのトイレの24時間開放ができないかということで、今年度指定管理者の募集要項の中に屋外トイレの清掃管理ということで、屋外トイレは24時間開放するとともに、毎日清

掃を行い、常に清潔を保ち、利用者の利便を図るということで、募集要項の中にミル・みるハウス、それと物産交流館は今それをやっているわけですがけれども、物産交流館のほうにもこの言葉が入って、それで募集要項のほうを定めて応募していただいております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質問を受けます。

中村委員。

○2番（中村正志君） では、まず先にフォリストパークの関係ですけれども、私もそんなにフォリストパークに行っているわけではないので、管理の仕方がどのようになっているのか、ちょっとよくわからないのですけれども、これを見ますと、人件費で本社社員給与と臨時従業員賃金が193万円、あと日々雇用賃金とかあるようですけれども、多分フェアリといいますか、食堂なんかも含めてのことかなというふうに思いますけれども、その辺の管理の仕方といいますか、運営の仕方はどのような内容になっているのか、ちょっと教えてください。

○委員長（松浦満雄君） 議案第6号について。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 収支計画書の中の臨時従業員賃金とあるのですが、4月から11月ごろになると思いますが、施設全体を管理する方、それと食堂に入っている方々の、全ての賃金ではないのですが、計上になっています。日々雇用につきましては、草刈りをお願いするとか、掃除をお願いするとか、それからチューリップ園の入園料を取ったりなんなりするものの日々雇用賃金です。

あと、本社社員給与というのは、本社からも、本社というのは軽米の仲町の本社なので、本社からも休みのときには来たりしていますので、その人たちの案分額ということで計上になっています。なお、案分額につきましては、聞き取りしましたけれども、本社の方々も実際行って管理もしているわけですが、フェスティバルとかには社員も出ているわけですが、それらのうち全体の社員の給料を100%で考えると、フォリストパークが20%、ミレットパークが15%、ミル・みるハウスが25%、物産館が10%ということで、100%に対して、この申請書の中では70%を指定管理料として、本社社員給与として案分額をお願いしたいということで説明を聞いております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今計算がぱっと働かないので、ちょっとよくわかりません。ただ、人件費が4施設を見ると500万円を超えているようで、本社社員給与という



ことであれば、社員の方に給与をやっているお金かなと思うのですけれども、社員は2人だけというふうに記憶しているのですけれども、こういうのは株式会社ですから、会社の利益によって本来給与というのは生まれてくるような気がするのですけれども、管理だけでこれだけの給与というのは何かちょっと、今感じたのですけれども、ちょっと多過ぎるような気がするのですけれども、この社員というのは2人だけなのか、もっと多いのか、その辺も含めて、その人件費的な部分を教えてください。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 済みません。少しお待ちください。

○委員長（松浦満雄君） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどありました屯所についての質問について。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 山本委員のご質問の消防団のコミュニティセンター分のそれぞれの費用なのですが、現在全額町で負担しております。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大変申しわけございません。中村委員のご質問の指定管理に含まれる人件費は約45.5%程度で、会社全体の給与費に対する指定管理料の人件費は約32%程度、実際にかかっている人件費の足りない分がございますけれども、それは会社のほうの努力の結果かなというふうに考えております。

○委員長（松浦満雄君） ということです。

中村委員。

○2番（中村正志君） これについては金額的な部分ですから、私もわからないので、それはいいのですけれども。

先ほどの説明の中で、ミル・みるハウスについての屋外トイレについては、4月1日以降に24時間開放するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

あわせて、ほかの施設、フォリストパークにしろ、ミレットパーク、ミル・みるハウス、全体的な部分でいろいろと意見等も今までの中でも出ていると思うのですけれども、新たに3年間指定を委託する上において、新しい事業とか、今までやってちょっと不評だったのはこういうふうに改善するとか、そういうふうな部分はどの程度お願いしているのでしょうか。お願いしているのか、会社のほうからそういう提案がされているのか、それも含めて。ただ何もなくて今までどおりという話で

はないような気がするのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大変痛いところを質問されました。ミル・みるハウスのトイレの開放につきましては、4月1日と考えてもらってよろしいと思います。

ほかの施設ですけれども、私どものほうではそれぞれかなり施設が古くなっている部分がございますので、年次計画を立てて、計画的に申請をして、財政担当のほうから査定を受けながら順次やっております。

委員がおっしゃるようなそれぞれの施設における特別なということでは、内容につきましては、申しわけございませんが、ここの中にはありません。ただし、委員がおっしゃるとおり、それぞれの施設の中で実際に活用できるものは産業開発と協議をしながら進めていかなければならないことなのかなと常日ごろ考えていますけれども、再度またここで認識したところでございます。

○委員長（松浦満雄君） 確認ですけれども、トイレは365日24時間ということですか。

○産業振興課長（高田和己君） はい、そうです。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） いずれこれから相手が決まれば、委託契約すると思いますので、そのときにそういうふうなことを行政指導もしていただければなというふうなことをお願いしたいと思います。

もう一つ確認ですけれども、物産交流館、前は土曜日休みで、私の記憶だと「ハイキュー!!」関係での委託があって、その分が委託料があって、土曜日を営業するというふうにちょっと記憶していたのですけれども、あれもいつまでやるのかわからないのですけれども、あれが委託の関係がなくなれば、またもとに戻るといようなことなのですか。そこのところを確認したいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 施設全体と、それから現在総務課のほうで「ハイキュー!!」のほう、地域経営推進費の中で動かしていたわけだったのですが、来年からなくなるといことで、恒久的にやりましょうといことで、物産交流館につきましても土曜日オープンする分にかかる人件費、あるいは光熱水費等も加味して出してくださいといことで、今回申請書を出してもらっています。といことで、この中で管理しようという考え方でありました。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 確認なのですが、今のトイレ関係です。トイレの24時間開放の件だったのですが、このトイレについては、何年も前から24時間開放してほしいというふうな要望があったわけですが、前は開放してほしいということに対して、

答弁はいたずらとかさまざま問題があるというふうなことで24時間開放は厳しいというふうな答弁だったと思っていました。今回24時間開放に当たって、例えば当局で前に話ししていただきましたいたずらとか物損事故とか器物損壊ですか、そういった対策のめどはついたと、例えば警備会社のほうに委託して見回りをするとか、そういったことも実施するというふうな認識でいいのですか。

○委員長（松浦満雄君） 館坂委員、議案第7号ですね。

〔「6号の……6号まだあるから」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） トイレの開放につきましては、これはかなりもみました。

委員会の中でもご説明申し上げますし、昨年度は試験的に10日間でしたけれども、24時間開放した結果、かなりのごみが出るということもわかっております。ただし、あくまでも使用する人のモラルの問題ということもあると思いますので、今回からはまず24時間開放してみましよう。警備会社のほうには特段委託はしておりません。24時間開放に伴うごみ等、あるいはトイレ等の清掃費用がアップしますので、その分を見ていただいていたし、光熱水費がかかりますので、その分も見ていただいて対応しようかなと思っていました。

悪質ないたずら、あるいは大きな損壊等があれば、その段階でやはり考えていかなければならないのかなと思っていました。これは、管理する側もそうですけれども、使用する側のそれぞれの人たちの考え方も大変必要なのかなと思っていましたので、今のところはそのことで考えております。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 議案第6号のフォリストパークの管理の関係について質問いたしたいと思います。

今回の指定管理者は、これから3年間の契約になるわけですがけれども、フォリストパークのあり方という形についてちょっとお伺いしたいと思います。フォリストパークというのは、本来の名前からいけばフォレスト、森林という形ですが、今の場合はチューリップ園だけになって、大きな面積があって、その一部にチューリップ園があってということなのですが、基本的にはそれはフォリストパークというのは軽米町の豊かな自然を背景にしたフォレストの公園だと思っています。そういう意味で、管理仕様書というのは指定管理者の募集要項の中にありますけれども、ほとんどが管理業務、受け付け、それから草刈りとか芝の手入れとかという感じになっています。前から町長にも質問したことがあって、その森林公園にふさわしいような、チューリップだけではなくて、今はアジサイも植えていますけれども、山野草とか、あそこにあるナラの木の散策路なんていうのもありますけれども、そういうところなんかは全然手がついていないような状況に見受けられます。軽米のフォ

リストパークは、チューリップのときだけではなくて、もちろんアジサイもありますけれども、森林公園としての魅力みたいなのがこの指定管理の中では全然位置づけがないという形の仕様書になっていると思います。

その中での提案で、例えば山野草の場合、一つの専門家の人たちも含めて、芝の草刈りなんかでも単にきれいに刈ってしまうのではなくて、在来の山野草を残していつて、つくられたものというか、自然に近いものの形の中で親しみを持ってもらうようなのが大事ではないかなと思うのですが、このまま指定管理の仕様書どおりにやれば、従来どおりのものにしかならない。本当にもっと魅力を高めるような中身にならないのではないかと思います。

これは、当然平成30年度の予算にもかかわってくる問題ですし、3年間のフォリストパークの指定管理の上で、そういう従来から一步踏み出したというか、山野草とか、ことしはドングリの小道ではないけれども、あっちのコナラの林の中には下に落ちたドングリがいっぱい芽を出していますけれども、そういうのを例えばポットに移植して、コナラの苗をみんなに分けてやるとか売るとかというような幅広い形でこれからの3年間のフォリストパークの運営について検討されたのかどうか。さらにはネイチャーセンターみたいな、小鳥も野鳥もいっぱいいますから、そういう小学校の自然観察の勉強の場にもなるような形でのフォリストパークということも検討する必要があるのではないかなということをかねてから思っているところですが、3年間の指定管理をするに当たって、これからのフォリストパークの方向とか描いていることというのが検討されたのかどうかというのを答弁いただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 委員から大変貴重な意見をいただきましたが、指定管理につきましては、管理の中でやるという業務のほうは新しい業務とかそういうことは考えておりませんでした。ただ、前にもお伺いしたと思いますけれども、それらについては町の基幹的な観光施設でもあるし、町としてどのように考えるのか。指定管理は指定管理として、活用方法がいかにあるべきかというのをこれから検討すべきだと思います。ただ、予算的な絡みもあるでしょうし、その辺等も想定しながら、できるものから手をつけていくしかないのかなと感じます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 総合発展の柱でもやっぱり彩りの問題もそうですけれども、自然が豊かな軽米というのは大きな要素だと思います。

そういう中で、12月というのは来年度予算の編成前の時期でもありますし、来年度、平成30年度の予算の関係も含めて、町長はフォリストパークを、私がさっ

き提案したような形を含めて、基本的に専門家というか、役場の中で検討していくという考えがあるのかどうか、町長から答弁いただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 委員からいろんな場所と申しますか、いろいろなところでそういったご意見をいただいて、十分私も認識しております。今フォリストパーク、大変面積も、それから今ある施設そのものがかなり老朽化しております。ですから、こういった対応等を緊急にしなければならない部分もありますし、また今後を見据えながらどのような形の施設の目的と申しますか、果たしていくかということも大事であると思っておりますので、委員おっしゃったことを一つ一つ実現させるにはかなり難しいかと思えますけれども、検討はしてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） せっかく大きな面積の中で活用されているところがチューリップ園のところ、あとはテニスコートがあるといっても実際使えない。クラブハウスも物置だけになっている。それも管理委託に入ってはいますけれども、大きなフォリストパーク全体としてのこれからの方向について、従来の延長線上ではなくて、やっぱり大事な施設、全てを生かせる、お金をかけるという意味だけではないのですけれども、その性格的なものをきちんと柱を立ててやっていく必要があるのではないかなということ要望しておきたいと思います。

続いて、あとミル・みるハウスのほうの関係で、管理委託の仕様書を見れば、もともとあれは補助事業でできたやつで、事業計画、あそこの中で特用林産に関係するというのは持っているシイタケを売っているぐらいで、特用林産の形のミル・みるのものが何にもないので、その事業計画の基本方針のところの文章は、特用林産というのは消すというか、補助事業のあれも終わってしまった中で、新たな性格づけという、そこがやっぱり一番の、これからやっていくための方向づけがまちまちというか、そういう感じがしますので、その辺については特用林産というのはまだその頭に持ってこなければならぬのかどうかというようなことを聞きたいと思うのですけれども。

○委員長（松浦満雄君） 議案第7号ですね。

○12番（古館機智男君） それは、第7号の分。

○委員長（松浦満雄君） では、議案第7号について。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 委員がおっしゃいました特用林産の表現につきましては、大変申しわけございません、正式には今ここでお答えできないのですが、事業計画

書の中からは外してもいいのかなというふうに考えております。いずれ調査して調べてみないとわからないので、申しわけございませんが、今のところはそういうふうな返事しかできませんけれども、これから次の段階においては削ってもいいのかなという感じもあります。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） フォリストパーク、ミル・みるハウス、それからミレットパーク、物産交流館、この4件を足すと、計算してみたのですが、まず2,800万円ぐらい、約3億円、この3億円というお金は……

〔「3,000万円」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） 3,000万円だ。この3,000万円、財源は何なのかなと。補助事業があつて、ものは建てただけけれども、その運営に関するこの3,000万円というものの財源というのは、どういう形で処理されるものだろうかと思えます。部分的には補助事業でもやれるとか、あとはそれらは該当しないで、全て一般財源と、町民の税金という形になるのか。その辺がまた対応の仕方もさまざま出てくるのではないかなと思えますので、財源は何なのかということについて質問します。

それから、2点目、この申請書といいますが、契約書を読んで見ますと、申請者は株式会社軽米町産業開発代表取締役、横井内留次郎となっております。町長は社長というふうに私はずっと認識してきましたが、これらはどういうことなのか。担当責任者は玉田となっております。町長はどういう形で関与しておられるのか、以前聞いたかもしれませんが、答弁をお願いします。

○委員長（松浦満雄君） それでは、まず財源については。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 指定管理の維持管理に係る管理費については、一般からの持ち出し分になります。それぞれの施設において新たに事業をやる場合には、それぞれの補助事業等を鑑みながら考えてやっています。

それと、申請書の中に代表取締役ということで横井内さんの氏名がございますが、会社のほうでは代表取締役専務となっております。それで、代表取締役、横井内留次郎さんの名前で申請が上がっています。

○13番（山本幸男君） 町長は。

○産業振興課長（高田和己君） 町長は社長です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） どの議案ということではないのですけれども、全般的に、この前私もこの指定管理については一般質問もさせていただきましたけれども、細かいところで、その中で結構こういうことができますよというふうなのがあるのですけれ

ども、例えばミル・みるハウスでも、予約があれば夜でも開館しますよとかというふうな言葉があったのですけれども、実際今の状況からするとやっているのか、やっていないのかが全くわからない。多分できないだろうと、誰かから聞かれてもできないだろうというふうにしゃべるしかないのですけれども、そういうふうなのでいまいちPR不足でないのかなと、ミル・みるハウスに限らず。実際フォリストパークだって、フェアリの食堂もいつやっているのかが私もよくわからない。例えばどこかからお客様が来れば、フォリストパークに連れて行って、公園で遊びながら、ついでお昼も食べてこようとかというふうな約束がなかなかできない。だから、そういうふうな営業的なのもPRしていただければなど。PRする場合に、役場ではないから、自分たちでやれということなのか。ただ、指定管理を受けているのであれば、役場のほうでわざわざそれも含めての指定管理料を払うよりは、役場の情報も使ってやってもいいのではないかなと私は思うのですけれども、その辺のところがやれば、もっと簡単にPRができるのかなというふうなことを思うのですけれども、その辺どのように考えていらっしゃるのか。

もう一つですけれども、ミル・みるハウスとミレットパークに食堂があるわけですが、この中では雑穀を中心とした調理品の提供というふうな、去年あたりまででしたか、農家レストランをやって、なかなかうまくいかないで、今閉鎖になって、施設等はあるのですけれども、それをここに代替するメニューというのも必要ではないのかなと。やはり軽米町の雑穀とか郷土食なんかはそこに行けば食べられるという、お客様対応なんかする場合にそういうのがあってもいいような気がするのですけれども、それはどのようにお考えになっているのか。

また、もう一つ、ある方に、我々も郷土料理みたいなのもつくるにしても、年寄りになって、いつまでやれるかわからないと、若い人たちにも何とかやってもらいたいなというふうなことをお話しされていたときがあるのですけれども、それらを、郷土食等の伝承を指定管理を受けている産業開発のほうでも受けながら、若い人たちでもそういうふうなのが作れるような状況をつくり出してもいいのかなというふうにするわけですが、その辺もどのようにお考えなのか、まず一応3点お願いいたします。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） まず、PR不足についてなのですけれども、実際そのとおりだと思います。ただ、町の観光協会では、ホームページのほうでそれぞれの施設の営業時間あるいは曜日等を掲載していますので、電話等あるいはメール等で問い合わせがあった場合にはそちらのほうを参考にしてくださいということでお話をしていました。

それと、夜の利用ですか、ミル・みるハウスのレストランのほうの夜なのですか

れども、前もって予約の電話を入れていただいて、都合はどうかということで、私どもも利用していますけれども、会合等があった場合には事前に予約をしておいてお願いしております。

それと、2番目、ミル・みるハウスの雑穀を中心としたレシピはどうなのかということで、実はこれもちょっと時間がかかるのですが、ミル・みるハウスのレストランのメニューだけにこだわらず、雑穀を使ったものがないものなのかということで、ことしも地域経営推進費のほうの補助をいただきながら、レシピの開発もしてございます。その中に3点目でご質問がありましたけれども、確かに郷土料理はずっとあったわけですが、それらを継続していくためには若い人たちに伝承しなければならない、つくり方、レシピ等が必要だと思われまので、そういったところも考えながら、これはすぐ結論が出ないで、予算要求すればすぐ削られるわけですが、長い目で見ていただいて、今ご意見をいただきましたので、引き続き要望したいと思っています。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。今の質問についてはいいのですけれども。

もう一つ、ミレットパークの運営の中で、あそこには食堂もあり、コテージ宿泊施設もある。宿泊施設は自分たちで自炊もできる宿泊施設ではあるのですけれども、前々からスポーツ合宿とか、そういうスポーツ交流等でそこを使ってもいいのではないかというふうな提案もさせていただいているのですけれども、ただ私もあるときに聞いたとき、10人以上いないと食事は提供できないというふうなことを言われたことがございます。実際何人来るかはわからない。例えば私が関係している団体では、結構大会等もやっているの、大会に参加するのにおいて宿泊はミレットパークがありますよ、コテージがありますよ、食事は食堂でできますよとかというふうなのもかえって出せないという状況なわけです。ですから、その辺のところ、何人でも対応できるというふうな約束があればもっともっと、外部団体においてもそういうふうな宣伝もできるのかなというふうに感じているわけですが、以前何年か前に高校生が大会のために来て、泊まっていったというふうな話は聞いたことがあります、最近はなかなか聞くことがないので、そういうふうなものも、せっかくの宿泊施設を大いに利用していくためにも、食堂との連携というのがもっとあってもいいのかなというふうな考えるわけですが、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） コテージにつきましては、以前中村委員からもご指摘が



あったとおり、使わない手はないなということで、実は課内でもグループ内でも相談したのですけれども、今言ったような感じ、児童生徒が利用できるような感じが一番いいのではないだろうかということで、人が人を呼ぶという、そういうふうな施設にしてもらえばいいということで考えます。確かにミレットパーク自体は1人しかいませんので、料理は難しいかもわかりませんが、ミル・みるハウスのレストラン部門と連携しながら、その辺を対応できればいいのかなと思って考えています。いずれ産業開発ともご相談しながら、できるだけ要望に浴えるような形で体制を整えられればいいのかと、今ご質問の意見を聞きながらそういうふうを考えています。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。

最後にもう一つ、要望。児童生徒というお話がありました。児童生徒における使用料の減免体制をお願いしたいなど。というのは、実際隣の九戸村のふるさとの館では、中学生、高校生等の部活動での使用の場合は何ぼという減額された金額が提示されております。やはり隣同士であればどっちが、ミレットパークよりは安く泊まれるようですし、その辺のところも参考にさせていただければ、児童生徒であれば半額にするとか、下限を下げたあげるとかというふうなことをしていただければ泊まりやすくなるのかなというふうに思いますので、ぜひそこも検討していただきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） るるさまさまご提言、ご要望いただきました。いずれサービス向上を含めて、やはり施設の有効利用、それからまたこれは直接経営にも影響してまいりますので、そういった面を十分考慮しながら検討してまいりたいと。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） では最後に、副委員長、茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 済みません。1点だけ確認ですけれども、直接この施設ではないのですけれども、町内仲町で今までノーソンというのをやられてきましたけれども、何か12月の、あしたの市日、もしかすれば次の市日でやめられるというようなことを小耳にいたしましたけれども、その辺把握されているのか。何でやめるのか、いろいろ理由はあるみたいですが、なかなか好評で、もったいないなと思って見ていましたけれども、ちらっと聞いたら、皆さんで交代交代でレジをやられているみたいですが、高齢になってきたから、そのレジの収支決算というのだから、1日やるのにしても大変だからできないとかなんとか。そういうのでやめるのであれば、かわりにできる人がもしかしていればなと思ったりもしたのですけれど

ども。

あと、ミル・みるハウスですけれども、そこも産直をやられているわけですが、会員の方たちが交代交代でやられていますけれども、たまたま行けば、こんなこと言えば大変失礼ですけれども、おばあちゃんみたいな感じの方もお手伝いされてやっているときもあります。他の産直なんか見れば、オドデ館にしても、石神の丘ですか、沼宮内を見てもそれなりの若い子がレジとしてちゃんと対応していますけれども、その辺も今例えば指定管理という部分で、ミル・みるはミル・みるで会員の方たちでやられているからだとは思いますが、ノーソンみたいなことを考えれば、これから先高齢化していけば、そういうようなときが来るのかなとも思ったりもしますけれども、そういったことも考えられているのか、その辺はどのように捉えられていますでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） ノーソンにつきましては、やめられるという話は委員からお伺いしました。以前にも、各種うちのほうの主催のイベント等に参加していただいています。特に去年だったのですが、もう年をとって対応できなくなったということで、若い人がいないということを実は聞きました。もう何年もできないよということをおっしゃいました。ただ、そこに関して、私どもが入ってお話をするのではなくて、その方々から話をさせていただくという形で、息子に話ししてみるかな、息子嫁に話をしてみるかなということで聞いた覚えはございます。

ミル・みるハウスにつきましては、確かにお年をとった方よりお若い方のほうがよりよいというのはわかるわけですが、それぞれの産直でやはり人的なものがありますし、日当としてお支払いしている部分もあるそうです。ミル・みるハウスに限ったことではございません。ですから、その方々がじかに運営するという趣旨を申しているところもございまして、そこに関しては会員の皆様方のお話し合いになるのかなというふうに思っております。大変申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） やはりそういうもののために産業開発があるわけですから、そういう指導とかいろんなそういったのをこれからやっていけばいいのかなと思いますので、その辺はこれから考えていただくようにご要望申し上げまして、終わります。

○委員長（松浦満雄君） それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、指定管理に関する議案については質疑を終了いたします。

◎議案第10号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第10号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第6号）の説明をお願いします。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） それでは、議案第10号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

議案第10号の補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,362万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億7,440万9,000円とするものでございます。

内容について説明しますけれども、歳入全般については私のほうから、あと歳出についてはそれぞれの担当のほうから説明することとしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、歳入なのですけれども、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思えます。12款分担金及び負担金、1項負担金、目は1目の民生費負担金でございます。補正の額は54万円、補正後の額で1,968万9,000円となります。補正の内容でございますけれども、軽米児童クラブの保育料、これにつきましては利用者の増に伴うものでございます。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額は165万2,000円、補正後の額は381万8,000円となります。これにつきましては、総務管理費補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金となっております。マイナンバーカードに旧姓併記ができるようにするというので、その対応に係るシステム改修に対する補助金でございます。団体の規模によって事業費の想定額が示されておりますけれども、補助率は10分の10となっております。

15款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金、補正額は2万6,000円でございます。補正後の額も新規のため2万6,000円となります。教育費委託金で、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業委託金ということで、軽米町におきましては通学路の安全確保を図るための事業委託を受けたため、これから歳出のほうで説明が出てきますけれども、その委託金を計上したものでございます。

続きまして、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正の額が984万7,000円、補正後の額は6億5,186万4,000円となっております。財政調整基金の繰入金でございますが、今回の補正計上した歳出総額1,362万円に対して、特定財源の総額が377万3,000円であることから、不足分の984万7,000円を財政調整基金から繰り入れ、一般財源化するものでございます。

続きまして、5ページの20款諸収入でございます。4項雑入、4目雑入、補正額が155万5,000円、補正後の額が8,875万5,000円でございます。これは、電柱の移転補償費になってございます。山内地区の新井田橋で県営工事が行われますが、その県営工事について光ファイバーケーブルの移設が生じるものでございます。工事については、町で行う必要があるため、町で歳出のほうで工事委託料、該当経費を計上するとともに、県のほうからこの補償費を歳入として受け入れようとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、歳入は全般で、歳出は款ごとに進めてまいりたいと思いますので、ただいま説明がありました歳入について質疑を受け付けます。

歳入について何かございませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 民生費負担金、児童クラブ保育料の予算の増ですが、その中身は何人ぐらい増なのか、どういう計算で54万円なのか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 古舘委員のご質問にお答えいたします。

民生費の負担金、内容は軽米児童クラブの保育料ということで54万円の増額補正をお願いしてございます。内訳は、利用者の増ということなのですが、保育料を1人5,000円ということで、延べで108名分ということで54万円の増額をお願いしてございます。

平成27年から今まで低学年、1、2、3年生を対象としていたのを、平成27年、平成28年、平成29年と順次1学年ずつ繰り上げてきまして、平成29年度は小学6年生まで利用の枠を拡大してきたと、そういうことで、利用児童者数はふえておりますし、学校が休みとなる夏休み、冬休み、春休み等の利用もふえていることで、増額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） よろしいでしょうか。

○12番（古舘機智男君） 歳出のほうで。

○委員長（松浦満雄君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、歳入を終わりにして、歳出に移ります。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 歳出のほうについて説明したいと思います。

6ページからお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正の額は167万5,000円でございます。うち、12節役務費については2

万2,000円、これにつきましては広告料でございます。県議会議長・副議長就任広告等、当初予定していない広告が発生し、不足を生じる見込みとなったため、補正計上するものでございます。

次に、13節委託料165万3,000円、先ほど歳入の国庫支出金のほうでも説明いたしましたけれども、マイナンバーに係るマイナンバーカードへの旧姓併記に係る対応が必要になったものですから、そのシステム改修に係る費用を計上するものでございます。

続きまして、2目文書広報費、委託料として155万6,000円、先ほど諸収入のところで説明申し上げましたけれども、山内地区新井田橋の県営工事の関係で光ファイバー施設の移設が必要になったことに伴い、その移設に係る委託料を計上したものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 総務費、総務管理費のうち、町民生活課所管の分について説明申し上げます。

5目の支所及び出張所費ですが、補正額が1万円です。内訳が共済費1万円となっておりますが、これは健康保険の標準月額報酬の改定に伴う保険料の増となるものであります。

それから、6目の交通安全対策費ですが、補正額が24万円、報償費24万円ですが、高齢者運転免許証自主返納支援事業に係るかるまい共通商品券の購入費として24万円を補正するものです。高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、趣旨をご理解いただきまして大変好評でして、11月末でもう既に20件に到達しております。これから年度末を控えて、冬場、もう少しふえてくるのかなと思います。12件分ほど補正をお願いするものです。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、総務費の総務管理費の11目の諸費、23節でございます。平成28年度児童手当交付金の返還金2万円、平成28年度子ども・子育て支援交付金の返還金10万4,000円ということで、12万4,000円の増額計上でございます。

最初に、どちらも平成28年度なわけなのですが、児童手当の交付金の返還につきましては、特例給付分でございますが、1人当たり月5,000円となっておりますが、所得の段階の関係で、精算で6名分減ってしまいまして、結果的に6名分で3万円、国の負担分の3分の2ということで、2万円を国のほうに返還するものになったことでございます。

続きまして、子ども・子育て支援交付金の関係でございますが、こちらも精算の関係なのですが、特例分とか一般分とございまして、1万9,000円の増とか、1,000円の減とか、いろいろプラス・マイナスございまして、最終的に合計10万4,000円の受け入れの過剰となりまして、返還するものでございます。

以上で説明といたします。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課長、川島康夫君。

○町民生活課長（川島康夫君） 2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費のうちの1目戸籍住民基本台帳費5万3,000円の補正をお願いするものでございますけれども、課共用のプリンターが故障しましたので、プリンターの購入費として備品購入費5万3,000円を計上するものです。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

2款総務費について質疑を受け付けます。2款について。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 諸費、返還金の関係ですが、実際に支給をして、それから支給されたものから返還してもらって、国にというような形の精算ですか。それとも、支給したのはそれはそれとしても、行政が負担して返還するという形ですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 山本委員のご質問にお答えいたします。

支給のために請求とか、あと当然要件等がございまして支給しているものですが、国からは概算で来るということで、当然年度末の見込みを立てて補助金を請求するわけなのですが、プラス・マイナスあった場合、今回の場合は多くいただいているということで、町の対象者の方には直接関係なく、町のほうから国に返すというものでございます。本人のほうには交付にはなっていないわけです。

○委員長（松浦満雄君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、2款を終わります。

3款民生費について説明をお願いします。

健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 3款の民生費のほうで説明申し上げます。

まず最初に、1項の社会福祉費の社会福祉総務費、19節は負担金、補助及び交付金ということで、軽米町社会福祉協議会の運営費の補助金の増ということで1,841万3,000円の増額をお願いでございます。

中身は、社会福祉協議会の運営する特別養護老人ホームいちい荘の新築に関しまして、今年度基本設計業務を社会福祉協議会のほうで実施するというので、その

相当額の費用を助成するものでございます。

政務報告のほうで町長のほうからもございましたが、今年度この基本設計をやり、平成30年度に実施設計業務を実施、翌平成31年度には建設工事を実施するということでの計画でございます。

続きまして、4目の社会福祉施設費、需用費の修繕料11万7,000円でございます。

〔「委員長、今このいちい荘を説明したから、資料」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 資料の説明をお願いします。

○健康福祉課長（於本一則君） お手元に資料ナンバー2の（1）という議案の10号関係の資料があると思いますが、特別養護老人ホームいちい荘の整備計画の案ということで、事業費についての説明でございます。資料元は、社会福祉協議会のほうでございます。

予算計上するに当たり、いちい荘の建設の全体、この場合は資料では真ん中のほう、概算事業費ということで捉えてございますが、全体事業費で11億3,000万円、今回の補助金の平成29年度の1,841万3,000円、来年度6,158万7,000円、平成31年度に10億円、平成32年度5,000万円ということで、国の補助金、これは事業の分なのですが、建設の補助として2億3,100万円、省エネの補助として1億円を見込みまして、あと社会福祉協議会の積立金を2億2,000万円、町の補助金で4億3,900万円、これは今回の1,841万円が平成29年度、平成30年度は実施設計分ということで、先ほども申し上げましたが、6,158万7,000円、平成31年度は3億4,900万円、これは建設事業の分の補助ということで、平成32年度は1,000万円、平成32年度は外構工事が中身となっております。

また、町の貸付金ということで1億4,000万円、これも平成31年度建設計画のほうに、事業のほうに入れるということで、過疎債のうちでしたか、総務課のほう詳しいと思うのですが、町からの貸付金も予定しているという内容でございます。

続きまして、4目の社会福祉施設費の分の修繕料11万7,000円についてでございます。これは、中身は老人福祉センターの避難誘導灯に欠陥が見つかり、消防署より改善通知を受けたということから修繕費用を計上するものでございまして、見積もりでは22万8,000円ぐらいということで、予算、修繕料の残額を充てまして、不足分の11万7,000円の計上でございます。

続きまして、6目の障害者福祉費の委託料54万円、障害者台帳管理システムの改修業務の委託料ということでございまして、平成30年4月施行の制度改正に向

けてこのシステムを改修する費用の計上、委託料でございます。国保連と市町村間の審査支払い事務の関係でプログラム等の修正が必要ということでの計上でございます。54万円です。

続きまして、2項は児童福祉費、4目の児童福祉施設費、4節共済費の1万1,000円でございます。保育園の臨時職員の社会保険料ということでございます。9月補正で笹渡保育園の臨時職員の賃金を増額させていただきましたが、この臨時職員に係る社会保険料が、臨時職員の標準月額報酬が変更となり、今回不足分を計上するものでございます。1万1,000円となっております。

次の5目児童クラブ運営費、補正額が賃金で24万4,000円、臨時職員の賃金でございます。これは、先ほど歳入のほうで児童クラブのほうの歳入の増も見込んだわけなのですが、児童クラブの利用児童がふえているため、これからの冬休み、春休み等を見越しまして、日々雇用職員を雇用しながら対応しようとする経費でございます。増の理由等、先ほど歳入のほうでも説明申し上げましたが、今年度児童クラブの受け入れは6年生まで拡大しておりまして、そういったことによる利用者の増でございます。

以上、説明を終わります。

- 委員長（松浦満雄君） 説明が終わりましたが、ちょうどお昼にかかりますので、質疑は3款のほうからということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 委員長（松浦満雄君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

- 委員長（松浦満雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

先ほどの3款民生費の中で、資料の4番を説明したいということですので、健康福祉課長、於本一則君。

- 健康福祉課長（於本一則君） 民生費の関係で資料請求が出ておりまして、ナンバー4、政務報告中の地域支援事業、相談件数等について、その内訳でございます。

政務報告で10月末現在までで、資料の真ん中、1の相談件数、右端の合計、延べ件数で820とございますが、この内容と性質といいますか、どういった方法で受けたか、あとどういった内容かということで分けてございます。

なお、下のほうは延べ件数でございます。1つの相談で2つにわたる場合の人は、2番目のほうでは2つにカウントされてございます。

それでは、最初の相談件数のほうなのですが、地域包括支援センター、これが役場本庁1階の健康福祉課のセンターで受けたもの、ランチというのは老人



福祉センターにございます社会福祉協議会のほうで受け付けたものでございます。

合わせた合計のほうを見ていきますけれども、電話で実件数で128、延べ件数で209件、延べ件数でいきます。あと、来所の相談が328件、訪問による、こちらのほうから訪問して相談したのが260件、文書によるもの3件、そのほか20件ということで、合計820件となっております。

なお、平成28年度では1,244件に上っておりますし、平成27年度におきましては多くて1,505件、これは1年間の数字でございます。平成26年度は1,226件という状況でございました。

7カ月で820件ということですので、12カ月、年間に直すと1,400件をちょっと超えるぐらい、そういうふうに捉えてございます。

次に、真ん中より下のほうの2番目の内容別相談件数、これは延べ件数でございますが、介護日常生活に関する相談ということで、包括センター、あと社会福祉協議会のランチのほうで合わせまして589件、居宅とか施設のサービス利用に関する相談で187件、医療に関する相談で16件、所得・家庭生活に関する相談で9件、介護保険以外のサービスということで、福祉サービスの説明等の相談が223件、ここは社会福祉協議会の、介護だけではなくて、健常者といいますか、元気な老人の方々のサービスもやっているというので、ここがずば抜けて多くなっているような感じが見られます。それから、介護保険の説明で31件、権利擁護に関する相談で26件、苦情相談が1件、その他、経過的な相談で87件、合計で延べで1,169件となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりましたので、3款民生費について質疑を受け付けます。

中村委員。

○2番（中村正志君） 先ほどの説明でちょっと聞き落としたかもしれないのですが、いちい荘の整備計画案の資料の参考にある町貸付金1億4,000万円、同16年返済という、この16年返済というのは16年間で返済するという意味なのか、2016年に返済は終わったというようなことなのか、ちょっとその辺どういふことか。あと、町の貸付金の内容というのはどういう内容のものだったのか。2つお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 詳しくは総務課のほうだと思いますが、昔、花の里かるまいのほうに地方債で借り入れて、社会福祉施設でしたか、その関係で1億円だったか2億円だったか貸し付けて、私財政を担当していたときに、元金だけの償還金ということでやった経緯がございます。私はそれと同じような地方債の制度の中で

町が貸すというものだと思っております。

もう一点は……

○2番（中村正志君） 16年返済というのは。

○健康福祉課長（於本一則君） これは、地方債の制度の中での何年、例えば20年でや  
って、5年据え置きとか、そういった償還が全体で何年、うち据え置き期間が何年  
ということで制度が決まっておりますので、あと金融機関によっても多少上下はあ  
るのですが、恐らく国の関係の資金の関係だと思うのですけれども、16年返済と  
いうことで。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） では、中村委員のご質問にお答えいたします。

町の貸付金につきましては、当方で今見込んでおりますのが社会福祉施設整備事  
業債を町のほうで借り受けまして、それを16年間かかって償還をします。社会福  
祉協議会においては、元金の償還額分を町のほうに毎年お返しをいただく、そうい  
う手法で考えているところでございます。ですから、この16年返済というのは、  
16年間というふうに捉えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確認ですけれども、これはこれからのことという、いちい荘をこ  
れから整備するための町の貸付金で、それが発生するのは来年か再来年あたりから  
発生していくということですね。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） ただいまの中村委員のご質問ですけれども、この資料の表内  
を見ていただければと思います。表の頭、左側から財源内訳、概算事業費、その次  
に年度区分とありまして、平成29年度から平成32年度までの所要額を計上して  
おります。その中で、平成31年度のところで、一番下のほうを見ると町の貸付金1  
億円というふうに記載しております。これと、あと平成32年度においての4,0  
00万円と記載してございます。このスケジュールの予定で平成31年度に1億円  
を借り入れると、平成32年度において4,000万円を借り受けるというふうな  
予定でございます。したがって、この16年返済というのはこの平成31年  
度、平成32年度以降において発生するものでございます。

○委員長（松浦満雄君） いつからこれ。据え置きとかあるのですか。

○総務課長（吉岡 靖君） 据え置き期間はちょっと今確認しておりませんが、そ  
の償還の期間によるのですけれども、おおむね3年、4年は据え置きというような  
ことになろうかと思っております。実際に負担するのは、この16年から3年あるいは4  
年の据え置きを除いた期間で支払うというふうなことになります。

○委員長（松浦満雄君） さっきの説明で、町の補助金は起債があるというような。

○総務課長（吉岡 靖君） 町補助金、総額で4億3,900万円でございますけれども、これにつきましても過疎債を主に考えていると思うのですが、起債によってその金額を補助する分と、あとは一般財源から支出するものと両方合わせて4億3,900万円の補助金というふうな予定を立てております。

町の貸付金につきましても、1億4,000万円については町で地方債を借り受けた上で、社会福祉協議会のほうに貸し付けるというものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 特養ホームの基本設計業務事業に使う起債ということなのですが、これで想定しているのは、今でも特別養護老人ホーム待機者が、自宅にいる人で早期に入らなければならない人は軽米町にもおります。

今回基本設計しようとしている中身の問題ですが、設計を頼むのにはベッド数、今現状は50とあれですけども、それから部屋も、実際最近個室が多い状況ですけども、全体として個室から少し大部屋のほうかという要望とか、あとは経費的な問題とかという利用者の関係も出ていますけれども、今度の基本設計の業務には町及び社会福祉協議会と協議の上に、前提になっているベッド数とか基本的な仕様はどうなっているのか、まずお聞きしたい。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 古館委員のご質問にお答えいたします。

町と社会福祉協議会でいろいろ協議して、規模とか構造につきましても協議してまいりましたが、建物につきましては、建物というより、入所者、特別養護老人ホームということで入所者50名の定員ということ、あと現在のいちい荘では加えてショートステイ、短期入所の方で12名というベッドがございますので、それと同規模の施設ということで協議してありますし、居室の形態といたしまして、確かに個室が多くなっているようなのですが、入所者の負担も高くなる傾向があるということで、多床室、2人から4人部屋という、仕切りが今のカーテンだけだただめだというような基準があるようでございますが、多床室の形態ということで、建物は今のいちい荘、鉄筋コンクリートの平家建てで、面積が1,580平方メートルということで捉えているのですが、基準等の改定がありまして、約2,400平方メートルの鉄筋コンクリート平家づくりということで協議してございますし、一応単価等、今後変化といいますか、上がったたり下がったりはあろうと思いますが、基本となる考え方としてはそういった鉄筋コンクリート平家づくりで2,400平方メートル、2人から4人部屋の多床室で、入所者は特養50名、ショートステイ12名、同じ規模というものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、全体的には特別養

護老人ホームは足りないという、希望者とか必要数にとって足りない状況です。ただ、二戸地区の中で軽米町は施設的には多いという状況もあることも確かだと思います。そういう意味では、それは比較して多いというだけで、実質的にはやっぱり待機者がいるという状況もあります。そういう中で今50床という、同じベッド数を想定しているようですが、二戸管内での枠がそれしかできないという、そういう拘束があるから50床にしたのか、本当はもっと60床ぐらいにはしたいという状況があるけれども、拘束があるからなのか、それとももう50床でいいよという形なのか、その辺についての50床と決めた背景を説明していただきたい。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 社会福祉協議会のいちい荘のほうでの検討、聞くところによりますと、確かに9月の議会でも70名を超えるような待機者をいちい荘は持っているわけなのですけれども、現在のように日本全国少子高齢化で人口が減っていく、そういった中で今度高齢者がふえていくと、そういった中できのうのフォーラムの話ではないのですが、今後20年ぐらい若干ずつ高齢者の方がふえてくるのですが、20年ちょっと今度減少に転じると。こういった鉄筋コンクリートは、恐らく耐用年数で40年以上はもつと思いますので、そういう中でいちい荘のほうで、社会福祉協議会のほうでは、増床はちょっと将来に不安を残す面もあるということで、同規模ということ考えているということ伺っております。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そうすれば、経営的にとといいますか、経済的にとといいますか、そういう25年のピークでも一気に下がるわけではもちろんないですし、25年間題というのがあって、下がっていくのは明らかなのですけれども、しかしその下がり方とか全体の需要量とか、住民の要望に応えるという形から考えれば、もう少し社会福祉協議会との関係もあると思うのですけれども、今回は町が全面的に責任を持ってつくる施設でもありますし、将来人口も当然そうですが、厳密な計算で二戸地区の特養ホームの軽米分の割り当てが増床はだめだというものではなくて、自分たちの判断ができるという形だったら、もう少し深くベッド数について検討してみたらいかかと思うのですが、その辺は町長も含めて、全体の施策の問題、答弁を求めたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） お答えいたします。

施設等のベッド数、増床する場合は当然介護保険の主体でございます二戸の広域行政組合のほうとも協議等が必要になってくるのですが、まずいちい荘を新しく建てかえるに当たりまして、このベッド数、病床数の数をどういうふうに捉えるかということで、待機者数も随分な数だし、多少の増床もあってもいいのではないかと

いうことで意見を申し上げましたところ、やはり15年、20年ぐらいのうちに高齢者の数が減少に転じるということで、そういった中でやはり同規模がいいということで伺ってございます。

〔何事か言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） 社会福祉協議会のほうでそういった判断がなされたということで私は理解してございます。

○12番（古舘機智男君） 町長も。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今ご指摘があったような議論は、また二戸地区広域行政事務組合の中でいろいろ議論はしてはみたいと思っております。ただ、いずれ今介護保険もかなり年々上がってきております。そういったことも含めながら総合的に判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） もちろん特別養護老人ホームは、軽米町の人、住んでいる人だけではなくて、範囲はほかからも当然、現在もそうですが、ありますし、ベッド数が増床可能であれば、一番経済的なものというか、入所者の負担が少ないのは広い、複数人いる部分が利用料も低くなって、個室になったら高くなるとかというものもありますけれども、圧倒的にベッド数が不足で、例えば二戸地区の中での枠があるのだったら、やっぱり十分それは経営的な形も含めて増床ということを考えてもいいし、住民の要望というか、そういう困っている人がたくさんいる中での対応、町もきちんと検討していただきたいというのは要望しておきます。

基本設計を、事業設計図も委託するから、それには一番必須条件がベッド数だと思うので、結論を出すのは早くなければならないし、町長もいろいろ検討しながらと言いましたけれども、もうベッド数は決めるのは時間の問題でもあると思うので、その辺は集中的に検討していただいて、ぜひ増床について考えていただきたいということを要望として言うておきます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、ほかに。

中村委員。

○2番（中村正志君） いちい荘の整備計画について、多分別な場所に整備しようしているのかなと思うわけですがけれども、それとなれば、今あるいちい荘の建物は社会福祉協議会のほうだから、社会福祉協議会が解体しなければならないのかなと思うわけですがけれども、この整備計画、平成32年度まで、それ以降になると思うのですけれども、この整備計画の中に解体まで含めた資金計画を盛り込ませたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、多分社会福祉協議会では大金がかかるから

とそのまま放置する。ただ、土地は町のものだというふうになれば、その辺が不都合になるのではないかなという気がするのですけれども、その辺の協議はなされているのでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） ご指摘のとおり、建物は社会福祉協議会のほうに譲渡しているわけなのですが、土地は町有地でございます。その後解体についてはどうするかということで、まず建設が先ということで、具体的には詳細は検討していないわけなのですが、町の補助金で解体するとかいろいろな方法があるかと思えますし、社会福祉協議会がやるとか、あと社会福祉協議会がやるにしてもまた役場に返すのですが、雑談の中ではいろいろ出てくるのですが、現在のところそこまで具体的に結論等、それには至っておりません。

〔「場所」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） 場所ということで、失礼しました。場所は、前にも政務報告等でも話したり、特別委員会の中でも回答したりしているのですが、県北分場跡地ということでございます。

○委員長（松浦満雄君） 解体については考えていないということでしょうか。

○健康福祉課長（於本一則君） いや、まだ検討、結論は出ていないということでお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 意見として、いずれ町の財産についても、学校なんかも廃校にしたりして、解体というのはなかなかできないでいる状況だと思うのですが、やはり整備計画の中にそこまで含めてやって、やはり景観上もあるでしょうし、逆に言えば、あそこは非常に教育施設が立ち並んでいるところでもあるし、ロマンの森との関係もあるかと思えますし、跡地利用も含めて考えて、一つの名所にもなり得る場所でもあるのかなという気もしますので、ぜひそこは、いつになったら解体するかということではなく、ある程度の計画性を持ってやっていただければなというふうなことを要望したいと思います。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 資料要求をいたしておりました。今度のいちい荘の建築について、社会福祉協議会と役場が相談をして、いちい荘の新築については社会福祉協議会がやるというようなことになったのであれば、その契約書、計画書を提示して説明してもらいたいというような文言を書き出しましたが、そういうような書類はありませんというようなことだったので、口頭で質問いたします。

社会福祉協議会に経営移譲、移管という形で、建物等は向こうに上げます、頑張

ってくださいというふうな形になっていたわけですが、そういう形になれば今度の  
ことについては、一つの今まで議論されたようなことが契約あるいは申し入れとか、  
計画書とかというように文書で交わされて、実際は動いているという形になる  
のかなと、そう思っておりましたが、今度の計画はそういうことは必要がないと  
いう判断ですか。そうでなければ、そういう会議を何回か開いた、開いたものの会  
議録等があれば、それらもあわせて提出してもらえばいいかなと私は思っておりま  
すが、いかがですか。

私の認識不足は、経営移譲というのは、例えば軽米町が特別養護老人ホームの一  
切の権限を移譲して、簡単に言えば、補修しようとして、そっちの責任でやり  
なさいと、役場はそれを応援しますという形なのか、ちょっとそれでも納得でき  
ない事項だと思うのですが、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 山本委員のご質問にお答えします。

9月の議会終わりました、10月に2度ほどですか、社会福祉協議会と打ち合わせ  
をしてございます。課長、局長、所長、あと担当等の会議でございますけれども、  
いろいろどれぐらいお金がかかるのか、社会福祉協議会の負担、町の負担等、どう  
いった施設を考えているかということ、どういった補助があるか、地方債等はど  
うなのだということで、健康福祉課と社協のほうと協議しながら詰めてございま  
す。

あと、9月の議会のときにも町長と議会宛ての社会福祉協議会の理事全員からの  
陳情書等も出ているわけございまして、それらをもとにまた検討させていただい  
ております。

契約書等はないわけございまして、会議の文書といっても資料の持ち寄り程度  
でございまして、具体的には10月12日に町長も入りまして、社会福祉協議会が  
建設の事業主体ということでスタートしたいということで動き出しております。文  
書と言われても、資料等はあるのですけれども、そういった議事録等はないです。  
まだまだ検討する会議ということで捉えていただければと思います。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 私とすれば契約書もない、議事録もない、社会福祉協議会と役  
場の担当が集まって、そこでまずいちい荘を建てるのだと、補助金は範囲内で出し  
ますというような感じのことで、まずこの施設ができるというのはちょっといかな  
なものだろうか、そう思っております。

先ほどの古館委員の質問の中のベッド数の問題でも、50にする。当初は足らな  
いかもしれないけれども、20年後を考えれば入所数が減るという説明だったりし  
て、それとあわせて、昨年度調査したのでは軽米町のいちい荘の待機者は70人前  
後ありますというようなことからいけば、ベッド数の問題についても50という枠

はなかなか上に伸ばしていくというのは大変なことだと、軽米町全体のことを含めても、というような説明を受けて、50という数字は余り期待できない以上はというふうに理解してきたものですから、先ほどの説明もちょっと、もう少し慎重な対応をしてもらったほうがいいのかなど。それらを含めても、やはり私の気持ちは、町が主体的に建築計画を立てるとというのが原則だと思いますか、メリットがあることではないかなと、そうと思いますが、いかがですか。

あわせて、建築の場所は県北分場の跡地と説明がありました。そのための造成はどっちが多くなるのか。また、配置の仕方はどうなるのか。それから、あわせて福祉ゾーンとして県から払い下げを受けたと聞いておりますので、福祉ゾーンとして、そのほか、いちい荘のほかに道路から下のほうは住宅がかなり建築されてきたので、その他の空間は何か予定しているものがないのか、あるのか。道の駅、それからきのう、きょうも中村委員から話がありました風呂の問題もあります。それら等の検討も含めながら動いていくのか。そうすると、建築主体は社会福祉協議会でなく、軽米町のほうがよかったのかなというふうな感じもしますが、ただ経営の移譲、移管をしておりますので、それらはもう不可能な事柄だったのか。ちょっと長くなりましたが、あわせて町長含めて答弁をお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 社会福祉協議会との協議でございますけれども、当然担当だけでは決められないわけございまして、協議していく中で、町と社会福祉協議会の、町長と会長等の決断があったと捉えてございます。

あと、50床につきましては、社会福祉協議会のほうでは、終始、とにかく50床で新しく建てたいという、私のほうの記憶には残っております。

それから、社会福祉協議会が建てるのか、町が建てるのかということで、やはり平成20年でしたか、平成20年か平成21年に町のほうから建物を移して、運営を社会福祉協議会のほうがやるということでやっているわけでございますし、当時の9月議会のときの資料を見ていたと思いますが、10年をめぐりにまた新しくつくるときは、社会福祉協議会に町のほうの援助をお願いしたいという、そういった資料があったと思いますので、私といたしましてはやはり社会福祉協議会が建設すべきで、建設主体になるべきと考えておりますし、あと場所につきましても県北分場跡地ということで、県道寄り、あと皆川さんのほうに、奥のほうではなくて、手前のほうということで検討をしておるところでございます。ただいま町営住宅の用地の造成が始まっていると思いますし、福祉のゾーンといたしまして、同じ敷地といえますか、隣地のほうには将来的に、前にも話した経緯があると思いますが、社会福祉協議会の経営の移譲、老人福祉センターもしくは総合福祉センターを移転しまして、またこぶしの作業所とか、ふれあいの作業所等も同じところに移転して、福



社のゾーンとしてやりたいというような計画があるわけでございます。

もう一点、造成等も結構手前のほうは平らなのでございまして、まず基本設計、実施設計をやりながら、先ほどの資料の2の1に平成32年度のところに示してございますが、外構の工事でまとまりをつくる、そういった計画でございますし、風呂につきましては、これまだ具体的な計画ないのですが、今の老人福祉センターのほうには高齢者向けといいますか、風呂があるわけございまして、新たにまた建設するときに詰めていくものだと考えております。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 事業主体の件でございますが、私はやはり既に移譲しておりますし、事業主体は社会福祉協議会でやるべきだというふうに考えております。ただ、これは事業主体でないから全く力を入れないということではございません。これは、予算を見てもおわかりのとおり、もう互いが本当に協力して連携してやるというふうな形でございますから、今後ともいろんな事務手続もきちんと最大限ご支援申し上げますながら、確実にこれが実現するように町としても最大限のご支援はしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） いちい荘は社会福祉協議会が建築するというようなことになったという報告は数日前に聞いたわけで、何が一番いいのか、私も判断の基準がありません。ただ、これからの問題として、私はやっぱり町が、経営移譲はしましたが、その当時から、いちい荘が古くなって大変だというようなことはわかった時期の経営移譲でございましたので、どちらが建てるかというようなことは新たな議論がさまざまあってもよかったのかなと私は思っております。

いちい荘はだめだということではありませんが、ただこれからのいちい荘のあり方について議論するについてはやはり長い目で、先ほど隣の委員からも質問がありましたが、できれば50床の枠を突破して、60前後、何人にも拡大するというような方向で、この建築に取り組むというようなことになればよかったなど、そう思ったこと。これは、きょう思ったことです。前は私はもう絶対だめだと、そう思っておりましたので、それとか例えばあとは建築する場所については、位置についての説明がありました。県道と、それから皆川畜産の間に近い、面したところというようなことございまして、私はきょう考えれば、もっと引っ込んで静かな場所がいいのかなと今は思っています。だから、そういう議論をする時間とか、対応する取り組み方法についてもやっぱり役場が主体となって進めることが最もいい結果を生むのかなと、今はそう思っておりますが、さらなる検討というのはいかがでしょうか。

また、もう一回繰り返して聞きますが、役場と社会福祉協議会がかなりの議論をしてというようなご説明もありましたが、やっぱり建築については結果の契約書、計画はまず出ておりますが、それももう少し責任のあり方がはっきりした計画書と  
いうのを出してもらえば、我々ももう少し議論が深まるのかなと、そう考えますが、  
いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 山本委員のご質問にお答えしますが、先ほど来申し上げておりますけれども、建設の主体は社会福祉協議会がやるということ、あといちい  
荘の特別養護老人ホームの定員につきましても社会福祉協議会の希望でございます。  
それから……

○13番（山本幸男君） 町民の希望というのではないの。

○健康福祉課長（於本一則君） やはり7年、8年ちょっとの実績があるわけでございま  
して、それなりの理由というか、重きがあると思っております。

あと場所につきましても、奥のほうかという考えもあったのですが、除雪とか、  
50人とはいいながら、毎日食材といいますか、賄い材料といいますか、すごく来  
るということで、冬場はやはり除雪のほうが大変になるということで、道路に近い  
ほうがいいという社会福祉協議会の意向もございまして、今はそういう配置とい  
いますか、位置図のもとで進んでいるということでございます。

○委員長（松浦満雄君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 反対討論ではありませんが、50の定員については社会福祉協  
議会の希望だというようなことの説明は、ちょっといかがなものだろうか。それ  
は、そんなことを言う社会福祉協議会だと信頼が。町民は、もっとふやしてもら  
いたいと、いちい荘への希望、待機者が前年70人あったというふうな答弁もあり  
ましたので、まず定員をできるだけいちい荘はふやしてもらいたいというようなこ  
とは町民的要望。それから、その他の施設については、リハビリも含めてもう一回元  
気になっておりてくるというような施設だと私は理解しているものだから、それら  
も含めて。私がしゃべっていることは間違いであれば間違いだと。やっぱり町民の  
希望を優先して対応すべきだと考えますが。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 平成21年以来、社会福祉協議会はいちい荘を管理、運  
営してきているわけでございまして、そういった中で前の局長にしろ、今の所長に  
しろ、定員はやはり同数の50床で建設したいという意向がございまして、私とい  
たしましてはそういったのをやっぱり、経営上赤字になるようだったらまた大変で  
しょうし、将来を見越しての同じ定数で経営していきたいと、そういうふうに捉え

てございます。

〔「ちょっとね……」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） では、休憩します。

午後 1時44分 休憩

—————  
午後 1時45分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開します。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 1つは、山本委員も言いましたけれども、契約書との関係もありますが、このくらい町が補助金を出す、貸し付ける分を出すのだったら、正式に貸すときの契約書というのもあると思いますけれども、少なくともきちんと議事録はつくるというのは当たり前のお話であって、それはもう資料を持ち寄った程度でこんなものができるというのは、これからの約束の関係もあるし、こういうふうになる場合はきちんと議事録ができて、あとは正式の取り交わす契約書は当然次に出てくると思いますけれども、それがなくてもいいのだみたいなことはとんでもない。町が補助金を出したり、貸し付けをするということに対しては、やっぱり決まるまでの経過をきちんと捉えておかなければ、この前の森友、加計みたいになってしまおうと思うのです。そういう資料はきちんとつくるというのは、文書規定とか何かというのは、例えば補助金を出すとか貸付金を決める、こういう文書になってしまえば、一種の契約みたいな形、約束になっているわけですから、それは必要がないみたいな答弁はあり得ないと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 担当レベルでは、当然こういった契約とか事業計画にするこんな感じかというので決定はできない。概算でいけばこういった数字になるけれどもどうなのだということで、上のほうに上げているわけで、担当の打ち合わせの場で決めるということはずないわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 同じ中身について、町長はそのままで、議事録も何も要らないということですか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 森友を出されましたけれども、性格上それはちょっと森友とはまた違うとは思いますが、いずれこれはかなり社会福祉協議会と役場として協議を重ねながらこういう結論を出してございます。それが今後整理しながら、きっちりそういったみんなが理解できるような状況をつくれというのであれば、今後検

討していきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） そういう意味ではなくて、事業を何かするに当たっては途中経過とか打ち合わせとか、きちんとした議事録というのが文書でやっぱり残しておかなければならないのではないかとということです。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 自分で確認したりするというのはメモ程度で筆記は書いたりするのですが、今後協議に対しては相手との同意等も必要だと思いますけれども、協議しながらきちっと記録は残すようにしていきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 今後の協議についてこれからやっていくのではなくて、これについてはやっぱりきちんと残しておくということが普通だと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

それから、ベッド数の問題で社会福祉協議会はずっと長くいちい荘を運営してきたし、経営的な観点からいっても50床が一番安定的だという判断をされたというのも、その判断もありと思うのです。それと同時に、今増床というのが住民の大きな要求でもあるわけです。町が補助金並びに貸付金をこれだけ出すのですから、町が住民のニーズを、それから町民の暮らしをどうするかというものを考えて、例えば50床というものの経営分析にしたって本当にきちんと、例えばベッド数を多くして、あるいは利用料が高い個室みたいなのを、全部広いところではなくて、個室みたいな需要があって入るという形も、そういうのも想定されますし、いろんな経済的な関係で見ても、住民の要求をとってみても、もう少しきちんとその計画、ベッド数の動向については検討すべきではないかと思うのです。社会福祉協議会が言ったことが経験で正しいと思うからとかというのではなくて、これだけの補助金と貸付金をやるというのは、町と住民の考えとかというのをきちんと把握して対応しなければならぬと思います。

先ほどの町長は検討しますという答弁だったけれども、時間がないこともあると思うのですけれども、このままでいかないで、ぜひとも住民のニーズと経済性とか何かもう少し、どこかに相談できる人とか専門家もいると思うのですけれども、事業委託契約をする前にぜひ検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これは、あくまでベッド数と申しますか、これはやはり二戸地区の広域でしっかりと議論しながら、広域全体で取り組むことになっておりますので、そういった観点の中で議論していかないと、ここで軽々にああします、こうします

ということは言える状況ではありませんし、ベッド数をふやすにしても必ず今度は1ベッドふやすことによって保険料が何円とかまた上がってきます。ですから、待機者の問題もございしますが、さまざま保険料との兼ね合いの中で、やはり全体の中で議論しながらきちっと決めていかなければならない問題だと思っております。

そういうことで、今回課長が答弁したように、社会福祉協議会のほうからこういうふうな50床というふうな要望が来て、非常に老朽化が著しいというふうなことの中でこういうふうなご提案を申し上げますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 今の町長の説明、るるありましたけれども、ベッド数云々かんぬんというのは広域行政との協議の上で設定していかなければならないと、そこを重要視すると言ったのだけれども、それでは広域行政とどのような協議をなされたのですか、この事業を着手するに当たって、計画に当たって。そして、二戸広域の協議の内容は、いちい荘に任せますと言ったのですか。その辺も、その内容についてお伺いいたしたいと。1点です。

それから、もう一点は、あそこの県北分場跡地を取得する時点での計画が示されて、私どもが採択したというように記憶しております。そうであるならば、基本計画のもとに福祉の町づくりをつくるべきが本来の姿ではなかったかなと、このように思えてならないのです。今言ったように、道路に近いと利便性がとかというような論議ではなくて、やはり町の福祉行政はどうあるべきだということが基本になって、総合的計画で進めるべきだと思いますが、その辺はどうしても理解できないような内容に進んでいるということは大変危惧するところでありますので、その沢里の老人福祉センターですか、あれもあそこに持ってくるというふうなことであそこを取得したのだから、あそこの全体の配置計画があって進めてほしいと私は思うのですが、その点は、そういう協議は庁舎内であって進めていたのか。この2点について。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 入所者の定数につきましては、まだ二戸地区広域行政事務組合とは協議していないわけございまして、第7期の介護の計画が今策定の途中なのでございまして、あす会議が控えているのですけれども、増床するということにはなっておりませんので、そういった協議はまだなされていないということです。

なお、福祉ゾーンにつきましては、ゾーンとしての配置等も明快なものは資料としてはないわけございまして、先ほど申し上げましたとおり、下のほうの町営住

宅の工事が今造成なされるところですし、県道に近いほうに特別養護老人ホーム、向かって左のほう、もしくは奥のほう、老人福祉センターと2つの作業所というのを将来的に移転新築しながらゾーンを形成させていきたいと、そういうふうに思っているものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） それでは、計画がまだなかったというように捉えてよろしいですね。そうすると、あいたところに何かまた建設するというような方向で行くのですか。やはり行政は町民の視点に立って、こうあるべきということを、趣旨を定めて計画的に配置するのが、個人と違って公的ですから、考えてほしいなど、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 町の総合発展計画の中で、前にも議会の中で答弁した記憶がございますけれども、総合福祉センターといいますか、施設等と今の分場跡地のほうに建てると。いちい荘のほうは、直接そういった計画がございませんで、今度過疎計画等も変更しながら、平成31年の建設に向けて計画等も変更しているということでございまして、分場も確かに3ヘクタール弱のやつ、結構広い場所なわけなのですが、そういったのを明確に示している計画図面はないということでございます。今後このいちい荘の建設の事業の実施に当たりまして、将来像といいますか、その配置等も当然踏まえて計画がなされ、事業がなされるものでございますので、そこらに反映させていくと、取り入れていくと、そういう経緯といいますか、工程になろうかと思えます。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 同じことの繰り返しですが、今度のいちい荘の建築については速やかな対応をして前に進んだわけですから、それはそれで敬意を表したいと思います。

ただ、議会にも今回陳情書という形で建築についてお願いがあった。委員会でどういう結論が出ているかわかりませんが、私の委員会ではなかったので関与しておりませんが、ただ一般的に議会に対して陳情書が出て、その審議をしている最中、またはその前に役場に出ていたと思うのですが、そちらのほうではいちい荘の建築は社会福祉協議会がやりますという合意をしてやるというようなことも、議会議員の一人とすれば、ちょっと寂しいなど。議会軽視だとは言いませんが、ちょっとどうかなというような感じを持っています。これは別に答弁は必要ありませんが、そういう印象を受けたということを、これは私の個人的意見です。

それから、要望ですが、定員の問題、50という問題については、さまざま難し

いものだということは前々から、私の認識ではそう思っておりましたので。ただ、実態は、町民の要望が大変そこにあるという現実を踏まえながら、やっぱり前向きに捉えて、町長は1床ふえれば何円とかという説明もございましたが、それらのことももしわかるのであれば、具体的な数字を、資料を示して、いつかの機会に教えてもらえばいいのかなと思います。

いずれ町民の要望はふやしてもらいたいというのが、やっぱりふやさなければ対応できないというような現状だということを踏まえて、今後頑張ってもらいたいという要望と、それからいちい荘との関係については、今後負担が継続するというようなことになるわけですから、それらのことも踏まえて文書的にも、契約書という名前がいいのか、協定書というのがあるのか、覚書のようなのがあるのか、そのようなものをやっぱり残しておいたほうがよいかなと私は思いますので、それらの対応についても要望しておいて、私の質問は終わります。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の議論を聞いていて、私もちよっと不安に感じたのですけれども、このいちい荘の整備計画案の資料、私求めたのですけれども、何を求めたかという1,841万3,000円の根拠は何なのかということを知りたかったのです。普通補助金であれば、補助金交付規則というのがあって、交付申請書を提出しているはずなのですけれども、もしかすればそれも省略されているのかなというふうに感じました。というのは、議論の中で協議したけれども、その議事録がない。最低議事録はなくても、会議復命なんかが当然あって、担当者レベルで会議、打ち合わせしたら、それは政策的な部分だから、当然町長まで決裁を仰がなければならないのではないかなと。その積み重ねが当然こういうふうな予算面にあらわれてくると思うのですけれども、それもないような雰囲気で行っているということは、今から2カ月前の話のようでも、メモしているというのがあれば、やはりそれらは当然残しておかなければならないのではないかなと。そういうふうな書き物があって、こういうふうな質問されたらこういうのがあったから、こういうふうな計画になりましたというのは、それは行政の基本的な事務の進め方ではないかなと私は思うのですけれども、こういうやり方をこれからもいろんな面でやられると、非常に町民として不安を感じるのですけれども、その辺のところ、総務課長あたりは職員の事務に対する進め方等に対してどのようなご指導をされているのでしょうか。財政の面でもそういう資料は当然行かなければならないのに、ただ誰かがつけると言ったからその分つけたというのではないのではないかなという気がするのですけれども。

○委員長（松浦満雄君） 総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 先ほどの中村委員のご質問といたしますか、ご意見といたします

か。まず、メモといいますか、記録ですね、打ち合わせの内容につきましては、いろいろ議論を進めていく中におきましても、やはり効率的に進めるには同じ議論を繰り返さないとか、そういったこともございますと思いますし、あといつの時点で何がどういふふうな話があったとかというのは後で必要になることもございます。そういった意味から、議事録というような正式な形にするかどうかは別にして、やはり記録というのは残しておくべきかなというふうに思います。

なお、今回の補正額の根拠なのですが、当方の技術職が中心となりまして、構想は床数は50、デイサービス12、あと部屋が2人から4人の部屋というようなことと、あと国の基準等を踏まえまして、設計の額をはじき出したというふうに聞いてございます。

○2番（中村正志君） 聞いていますというのは、文書で出ていないの、それ。今の話。

○委員長（松浦満雄君） では、休憩します。

午後 2時05分 休憩

—————  
午後 2時05分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

総務課長、吉岡靖君。

○総務課長（吉岡 靖君） 要求時に出るのは、基本設計額を出すための設計書というようにになります。

○2番（中村正志君） 予算をどのようにはじき出すか。1,841万3,000円はどこから出てくる金額か。

○委員長（松浦満雄君） 休憩。

午後 2時05分 休憩

—————  
午後 2時08分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

以上のおりでいいですね。

○2番（中村正志君） 理解していないけれども。私たちが説得するための説明にはなっていないような気がする。私たちが説得してほしいのだよ。

○委員長（松浦満雄君） それでは、ここで休憩して、次に行きたいのですが。

〔「まだ」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） まだですか。

〔「休憩して」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） そうですか。そういうことなので、休憩後にまたこの件について質疑を再開します。



20分まで休憩します。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時20分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開します。

それでは、健康福祉課長、もう一度説明して、お願いします。

健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） では、委員長から許可を得まして発言したいと思います。

いちい荘の整備計画（案）、資料2の（1）で、社会福祉協議会の資料でございますが、平成29年度の1,841万3,000円、説明の中で申し上げてございますが、RC鉄筋コンクリート平家づくりで2,400平方メートルの程度で、2人から4人の多床室で、特養50名、ショートステイで12名という規模の中で積算いただいたものでございまして、その2,400平方メートルという1人当たりの基準面積といえますか、それから持っていくと大体この基本計画設計の金額がはじき出されているので、そういった職員のほうからもチェックを受けて、総務課財政のほうに出しているものでございます。

○委員長（松浦満雄君） ということですので、このことについてまた議論があるかと思いますが、最後にして、次というか、民生費、別な件でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 次の児童福祉費、歳入とも関係がありますけれども、臨時職員賃金の関係で、これも歳入の分と歳出でもうかったというわけでないのですけれども、差があるわけですが、臨時職員賃金は利用増というのが要因だと説明がありました。その中で、例えば学年数というか、年代も、対象児童も広がってきて、利用者数も多くなってきている状況の中で、今の体制はよくわかりませんが、構造的な人手不足になっているのではないかなという心配をしているのですけれども、その点はどうなのかというのが1つと、それから歳入と歳出の差というのはどういう理由で、54万円をもらったけれども、実際24万4,000円にするというのは、それを説明していただきたい。

もう一つは、今1カ所になっていますけれども、小学校区ごとの施設というのは前から提案してまいりましたけれども、利用者の中での小軽米、晴山地区の利用者は全体的に占める割合がどのくらいになっているのか、そのことについて答弁をお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 午前中の説明の繰り返しとなりますけれども、歳入のほ

うはとにかく1人当たり月5,000円の保育料ということで、現時点までの10月末までの歳入の調定等を見ながら、ことしの分、3月までの分を入れて、延べで108名、5,000円掛ける108名で54万円の増を見ているわけでございます。

当初の予算額につきましては、186万円、児童クラブの保育料をとってございまして、今回54万円を加えますので、合計で240万円、延べ人数では480名分に年間になるよというものでございます。

加えまして、7ページの歳出のほうの臨時職員の賃金につきましては、10月、11月になって、今回の12月補正を迎えるに当たりまして、来年3月までの児童クラブの運営数、当然平日もあれば、学校のとときの放課後の分もありますし、これから今月の冬休み、あと春休みの利用増等を見込んで、再計算した結果でございます。

それに対応する職員、現在嘱託員3名に臨時職員1名が当たっているわけでございますけれども、当初予算で44万4,000円、これも昨年度はふやしているのですけれども、とってございまして、今回24万4,000円を増額すると、合計で68万8,000円になります。計算の内訳といたしましては、時間給1時間当たり881円で341時間を見てございます。そして、現在の予算の残額5万7,000円を差し引きましての24万4,000円ということで、調定のほうの計算の根拠と歳出のほうの臨時職員賃金の計算方法が若干違うということで、差額というのは単純な差し引きではないということでご理解いただきたいと思っております。

それから……

〔「職員体制は」と言う者あり〕

○健康福祉課長（於本一則君） 職員体制は、嘱託員3名に臨時職員1人の4人で当たっていると。ただ、冬休み等、日々雇用の人を頼んでございます。そういうふうな中での今時点において、11月の時点でございますが、3月までを再計算しての不足額の計上ということでございます。

あと晴山、小軽米……日中、晴山小学校のほうからタクシー等で通う方が9名、小軽米のほうから5名いらっしゃるということでございまして、そういう中での運営でございまして、当面1カ所での運営をお願いしたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 晴山、小軽米の9名、5名というのが全体からすれば何%ぐらいなのか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） ちょっと待ってください。現在通所されている方は全体で46名、ですから晴山が9名、小軽米が5名ということで14名ですので、晴山、

小軽米は大体4分の1の割合を占めるということでございます。

○委員長（松浦満雄君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） これも人数の関係とか利用者の関係もあると思うのですが、小軽米、晴山小学校以外の中にそういう施設があったほうがいいのではないかなというのを前から言っております。その地域の中に学校があっても、放課後とか休日のやつも地元の子供がいるということとか利用しやすい面も含めて、その地域のにぎわいを含めた身近なところの子供たちの施設というのが町づくり、地域づくりの中でも重要な位置を占めるのではないかと、1カ所に中学校クラスになればあれなのですけれども、それでもいろんなものができますけれども、小学校なんかは特に地元で、そういう子供たちが近くに、放課後とか何かにいるということが利便性からも地域づくりの上からも非常に大事ではないかなと思うのですが、その辺の今後の子育て日本一のまちづくりの中での位置づけもしてもいいのではないかな、新しい子ども・子育てプランというか、新しい法律の中で義務化されているという、財政的な保障も出てきている施設だと思うので、今後ぜひとも小学校区単位の施設について検討していただきたいというのを要望しておきたいと思っております。

○委員長（松浦満雄君） それでは、3款民生費についてほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないということですので、8款土木費。

地域整備課長、川原木純二君。

○地域整備課長（川原木純二君） 8款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費、繰出金を814万4,000円減額するものです。これは、下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金でございます。詳しい内容については、この後議案第11号で下水道の特別会計の補正がありますので、そちらのほうで説明しますが、内訳としては前年度の繰越金の確定、あと下水道分担金の増収によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） それでは、これは後ほどということで、進んでいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、10款教育費。

教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木久君） 7ページ目になります。教育費、教育総務費、事務局費の中でございます。需用費のうち修繕料ということで134万円、これはスクールバスの修繕料でございます。ことしなぜかスクールバスが夏場にエアコンが結構壊れて、修繕料が不足したので、補正します。

続いて、8ページ目になります。同じく事務局費の役務費、公用車点検等ですけ

れども、これは車検とかタイヤとかの手数料が不足して、3万8,000円補正するものです。

教育振興費の報償費になります。通学路安全推進会議アドバイザー謝礼、それから同じくアドバイザーの費用弁償9,000円になります。これは、先ほど歳入のほうでありましたが、文部科学省の事業で防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業という事業がありまして、その補助を使いまして、通学路の交通安全アドバイザー、県立大学の先生なのですが、お願いするものです。

次、小学校費の扶助費なのですが、9月議会で古舘議員から質問がありました扶助費の入学準備金、小学校分ですね、新しい小学生と、あとことし改正があった不足分の支給になります。48万9,000円。

次が中学校費なのですが、教育振興費の備品購入費なのですが、軽米中学校の難聴学級の補聴器が壊れまして、20万9,000円で購入するものです。

同じく扶助費57万2,000円、これは中学校の分の入学の援助費になります。小学校と同じになります。

幼稚園費の普通旅費になります。これは、ことし軽米幼稚園が幼稚園協議会の県北の部長になりまして、県に対する出張が結構ふえまして、不足分を補正するものです。1万5,000円。

あとは、社会教育費の公民館費になります。役務費なのですが、消防検査手数料になります。これは、ことし消火器の交換を行ったのですが、その交換のときに消防整備士が立ち会わなければならないということをちょっと担当の者が逃しておりまして、その手数料16万2,000円となります。

教育委員会は以上になります。

○委員長（松浦満雄君） 10款教育費の説明が終わりました。

質疑を受けます。10款教育費。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 就学援助費の中身、1人何ぼとか。

○委員長（松浦満雄君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木久君） 援助費なのですが、来年度就学児童、今小学校に新しく入る子供たちの分、4万600円を10人分、それから既に入学している子供たちに単価が上がった分の追給ということで、2万700円掛ける4人、それを足しまして48万9,000円。

同じく中学校費なのですが、今の小学校6年生の子供が中学校に上がるわけですが、4万7,400円が10人で47万4,000円、あとことし準備金として支給した方々への追給が2万4,500円掛ける4人ということになります。

ですから、小学校、中学校ともことしは4人ずつ対象者があったということにな

ります。

- 委員長（松浦満雄君） いかがですか。
- 13番（山本幸男君） 4万円ずつ、何を買っているのだ。
- 委員長（松浦満雄君） では、休憩だ。

午後 2時37分 休憩

-----  
午後 2時37分 再開

- 委員長（松浦満雄君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（松浦満雄君） では、10款を終わります。

11款公債費。

総務課長、吉岡靖君。

- 総務課長（吉岡 靖君） 11款公債費、1項公債費、1目の元金が、補正額が62万9,000円、補正後が6億8,024万7,000円となっております。説明のほうは、あわせて説明させていただきます。

2目が利子、補正額がマイナス470万円、補正後の額が4,921万5,000円でございます。

これらの増減につきましてなのですが、償還期間が長いものにつきましては変動利率で借り入れているところでございます。10年経過した時点で見直しがされるわけなのですが、臨時財政対策債等の利率の見直しが行われ、利率が下がったことから利子をマイナス補正とし、元利均等償還が原則なのですが、かわりに元金のほうを増額補正としたというふうなことでございます。

なお、利子分の減額が大きいわけなのですが、平成28年度分の借入額の確定により、その分利子を見ていた分を合わせて、今回不用減とするものでございます。

- 委員長（松浦満雄君） 11款公債費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

-----  
◎議案第11号の審査

- 委員長（松浦満雄君） それでは、当委員会に付託されたのは議案第11号、最後、下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

地域整備課長、川原木純二君。

- 地域整備課長（川原木純二君） それでは、議案第11号について御説明いたします。

歳入歳出予算それぞれ51万1,000円減額するものでございます。

内容でございますけれども、予算書の2ページをごらんください。債務負担行為

の補正ということで、廃止、水洗化改造資金利子補給補助金（平成28年度事業分）でございますけれども、利用者がなかったことから廃止するものでございます。

続きまして、4ページ、歳入でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、下水道受益者分担金、これが247万3,000円の増額ということで載せております。これは、下水道受益者分担金は1平米当たり360円、351平米以上になると12万6,000円、一律以上は12万6,000円となっております。

4款繰入金ですけれども、これは先ほど一般会計のほうで話しましたけれども、減額の814万4,000円でございます。

5款繰越金、これが前年度の事業が確定しまして442万2,000円。

雑入でございますけれども、73万8,000円、これは平成28年度の消費税等の還付金でございます。

歳出でございますけれども、一般管理費の報償費8万9,000円、これは受益者分担金の一括納付奨励金でございますけれども、見込みより一括納付する方が多かったということで補正しております。対象は、40件中28件が全納しております。

あと公課費、減額ですけれども、消費税及び地方消費税の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

議案第11号について質疑を受けます。どなたかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないということですので、議案第11号を終わります。

---

◎総括質疑

○委員長（松浦満雄君） 以上をもちまして、特別委員会に付託された全議案を終了しましたので、恒例によりまして、最後に総括的な質疑を受け付けたいと思いますが、どなたかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、以上をもちまして委員会を閉じまして、最後採決に移りますので、当局の皆様はご退席願います。

〔当局退席〕

---

◎議案第1号から議案第11号の討論、採決

○委員長（松浦満雄君） それでは、まとめに入りたいと思うのですが、反対の議案ありますか。

- 委員長（松浦満雄君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） 先ほどの委員会の中でも述べましたが、定数の50というのを町民の要望は相当ふやしてもらいたいという意見がある。対応願いたいという意見も出された。それから、いちい荘との関係は、やっぱり文書的に整備して、計画書、契約書という形で対応すべきだという意見も出たということ、全体で確認できればいいけれども、まずどうなのか、そういう意見が出たということを経験の中に一言入れてもらいたい。
- 委員長（松浦満雄君） それはわかりますが、今の当局の見解ですと、先のほうまでは皆さんと相談しないと決められないので、とりあえず設計の予算というふうなことだったんです。
- 12番（古舘機智男君） いや、それはそうだけれども。
- 委員長（松浦満雄君） そのことについてということですね。  
〔「今しゃべったのを要望として委員長が出せば」  
と言う者あり〕
- 委員長（松浦満雄君） それは理解しました。その予算案に対する根拠といいますか、ちゃんと示してくださいということ。  
それから、町長が先ほど答弁しましたけれども、それは二戸地区の広域のほうで相談したいということでしたので、そういう答弁がありますので、それは善処されたいという……
- 13番（山本幸男君） そういう意見があったということ。
- 委員長（松浦満雄君） はい。
- 13番（山本幸男君） いっぱいあったということだ。
- 委員長（松浦満雄君） はい。それは、附帯意見として取り上げますので。では、全会一致ということで。大変ありがとうございました。  
それでは、一応確認します。議案第1号から議案第11号まで賛成の方、附帯意見付きで賛成の方、挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手〕
- 委員長（松浦満雄君） 全会一致で可決しました。

---

◎閉会の宣告

- 委員長（松浦満雄君） 大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。  
会議を閉じます。  
これをもって特別委員会を閉会します。

（午後 2時47分）